

第215回長野県都市計画審議会

- ・開催日時：令和5年3月27日（月）午後1時～午後4時40分
- ・開催場所：県庁議会増築棟3階 第1特別会議室
- ・出席委員：池森 梢委員、大上俊之委員、酒井美月委員、高瀬達夫委員、田中佐和子委員、
羽鳥栄子委員、堀内優香委員、宮入賢一郎委員、柳沢 厚委員、柳町晴美委員、白鳥 孝委員、共田武史委員、渡邊 光委員、
廣瀬 昌由委員代理（関東地方整備局長野国道事務所副所長 関口 広喜）、
信夫 隆生委員代理（関東農政局農村振興部地方参事官 加藤 浩）

1 開会

（事務局：都市・まちづくり課 木下企画幹兼課長補佐兼都市公園係長）

定刻になりましたので、ただ今から第215回長野県都市計画審議会を開会いたします。本日はお忙しい中御出席いただきまして誠にありがとうございます。私は本日の司会を担当いたします、都市・まちづくり課の木下弘志と申します。よろしくお願いいたします。

次に、委員の出席状況について御報告いたします。現在御出席いただいております委員は14名でございます。委員総数15名の半数以上ですので、長野県附属機関条例第6条第3項の規定により、本審議会は成立いたしました。

次に、資料の確認をさせていただきます。委員の皆様事前に郵送しました資料は3種類でございます。確認をお願いいたします。まず、会議次第が1枚、議案概要が1枚、法定審議の議案冊子が1冊の3種類でございます。なお大変申し訳ございませんが、議案概要の2ページ及び議案冊子の議7の8ページに訂正がございます。皆様には机上に訂正後の議案概要及び議7の8ページをお配りしておりますので訂正後の資料を御覧ください。また本日お配りしました資料として、当日配付資料が1部ございます。資料の確認につきましては以上でございます。不足などございましたら事務局までお申し付けください。

次に、前回の審議会以降委員の異動がございましたので御報告申し上げます。当日配布資料の1ページを御覧ください。関東農政局長の角亨様が異動され、後任には信夫隆生様が就任されました。次に、代理出席の方について御報告申し上げます。国土交通省関東地方整備局長廣瀬昌由様の代理で、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所副所長関口広喜様でございます。次に農林水産省関東農政局長信夫隆生様の代理で農林水産省関東農政局農村振興部地方参事官加藤浩様でございます。

最後に、会議の運営上のお願いを申し上げます。会場内の委員の皆様が発言を希望される際は、事務局がマイクをお持ちしますので、マイクを通して御発言くださるようお願いいたします。

本日は、法定審議案件9件につきまして、御審議のほどお願いいたします。それでは、これより議事に入りますが、長野県附属機関条例第6条の規定により、会長等が議長となるとされていますので、柳沢会長に議長をお願いいたします。

2 議事

(1) 議事録署名委員の指名

(柳沢議長)

はい、皆さんこんにちは。それでは、規定によりまして議長を務めますのでよろしくお願いたします。はじめに議事録署名委員を指名いたします。田中佐和子委員と、羽鳥栄子委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

(2) 事務報告

(柳沢議長)

次に、事務報告がございます。事務局から報告をお願いします。

(事務局：都市・まちづくり課 八木都市計画係担当係長)

事務報告をさせていただきます。私は都市・まちづくり課の八木剛と申します。よろしくお願いたします。

本日は傍聴者がまだおりませんが、受付にて住所、氏名を確認し、傍聴上の留意事項を説明して、あらかじめ静粛な傍聴をお願いしますので、よろしくお願いたします。

次に、前回審議会の議決事項の処理状況について事務報告を申し上げます。本日本日お配りしております当日配付資料の6ページを御覧ください。

令和4年12月27日に開催いたしました第214回長野県都市計画審議会における議決事項の処理状況についてですが、議第1号から議第5号につきましては、記載のとおり告示となっております。前回、議第4号の審議の中で御質問いただきました、用途地域と下水道排水区域の関係につきまして、下水道は都市活動を支える上で不可欠な施設であり、一定規模の集落などで下水道により生活環境を保全すべき場合は、用途地域外の都市計画区域においても排水区域が定められております。下諏訪町におきましても、公共下水道基本計画の中で、用途地域とその周辺の一定規模の集落のある範囲を下水道排水区域として設定し、効率的な下水道整備が進められております。用途地域の変更に伴い、排水区域の見直しが必要な一部のエリアについては、今後公共下水道基本計画の改訂にあわせ排水区域の変更を検討していくことと聞いております。以上で事務報告を終わります。

(柳沢議長)

ただ今の事務報告に関しまして、何かございますか。よろしいでしょうか。

(3) 議案審議

(柳沢議長)

それでは事務報告は以上といたしまして、これより議案審議に入ります。本日の案件は9件でございます。長野県からの付議がありました、議第1号ほか第8号まで、これにつ

いては都市計画マスタープランの変更でございます。審議に入ります前に事務局から審議方法について説明があります。お願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

長野県都市・まちづくり課企画幹兼都市計画係長の高野佳敏と申します。私の方から、議第1号から議第8号、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランの変更について説明をさせていただきます。それにあわせて、本日審議いただく方法につきまして、私の方から説明させていただきます。今回の変更につきましては、複数の都市計画区域マスタープランを広域の生活圈ごとにまとめたかたちで変更案としておりますので、各圏域の計画書の概要版としてまとめたものにより、議第1号から議第8号の議案ごとに順次説明をさせていただきます、それぞれ審議をお願いできればと考えております。また、変更理由及び見直しの方針につきましては、各圏域に共通しておりますので、第1号議案の中で説明をさせていただきます、そのあとの議案の中では説明は省略させていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(柳沢議長)

ただ今の進め方の説明について、何かございますか。1から8号は別案件ですが、共通事項は最初に一括して説明するということですね。よろしいですね。それではそのように進めていただきたいと思います。

【事務局からの説明】

議第1号 佐久圏域(小海・佐久穂・小諸・軽井沢・佐久都市計画)都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

(柳沢議長)

順番で、議第1号、佐久圏域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について説明をお願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

それでは議第1号、佐久圏域(小海・佐久穂・小諸・軽井沢・佐久都市計画)都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、説明をいたします。まず、はじめに、変更する主な理由及び見直しの方針について説明いたします。お手元の資料、後ろの方に共通資料1、ページ番号共通1-1の資料を御覧ください。お手元にはタブレットで同じものをあわせてお示ししておりますので、御覧いただければと思います。

変更する主な理由ですが、一つ目の理由といたしまして、都市計画区域マスタープランは平成12年の都市計画法の改正によりすべての都市計画区域で定めることとされ、都市計画区域ごとにおおむね20年後の都市の姿を展望しつつ土地利用の在り方や都市施設の整備方針、自然的環境の整備、保全の方針を定めることとされております。本県におきましては、平成16年5月に都市計画区域マスタープランを当初決定いたしまして、おおむね10年が経過した時点で都市計画区域ごとに第1回の変更を行っております。既決定の都市

計画区域マスタープランにつきましては、都市施設などの整備の目標年次としておりました令和2年を経過していることから、今回変更を行うものです。2つ目の理由ですが、本県の都市計画区域は、実態の県民生活や行動圏域からすると狭い範囲に設定されていることから、県土または圏域全体を見据え、生活の場としての都市圏全体の都市計画に関する理念や目標像を示すものとして長野県都市計画ビジョンと圏域マスタープランを策定しており、最上位計画である都市計画ビジョンが目標に掲げる圏域や圏域間のより広域的な連携によるまちづくりが必要不可欠であり、このためには県民の実質的な生活圏を法定計画に定める必要がありました。また、国の技術的な助言である都市計画運用指針におきまして、隣接・近接する他の都市計画区域の現況及び今後の見通しを勘案し、特に生活圏を一体としながら市町村に都市計画区域を設定している場合は、広域的課題の調整が図られるようにすべきとされていることから、生活圏に近い圏域を1単位として、広域的な連携強化、課題調整が行われるよう、複数の都市計画区域を一体とする都市計画区域マスタープランに変更するものでございます。

見直しの方針としましては、長野県都市計画ビジョンを踏まえ、既計画である10圏域の圏域マスタープランの理念や将来像を継承し、複数の都市計画区域で一体とする都市計画区域マスタープランを作成し、図のように都市計画体系を変更いたします。なお、10圏域の中で区域区分を行っている松本圏域の松本都市計画区域及び塩尻都市計画区域、長野県域の長野都市計画区域及び須坂都市計画区域は、令和3年度から4年度にかけて区域区分の変更と同時に都市計画区域マスタープランの変更を行っているため、この2圏域につきましては次回の区域区分の定期見直しの時期にあわせ、非線引きの区域もあわせて圏域化を行う方針とし、今回の変更は長野及び松本の2圏域を除く8圏域となります。都市計画区域マスタープランの構成につきましては、既決定と同様にしつつ圏域で共通している部分と各都市計画区域のみに関する部分を明確に区分した構成としております。都市づくりの基本理念は、圏域マスタープランの理念や将来像を継承するとともに、都市計画ビジョンの方針に即し、まち・里・山のゾーンと施策の観点から都市づくりの目標を定めております。共通資料につきましてはの説明は以上となります。

引き続き佐久圏域の内容を説明させていただきます。資料、大変恐縮ですがお戻りいただきまして、ページの議1-3、変更理由書を御覧ください。1、変更の経緯、2、変更の背景は、今、共通資料で説明した内容となります。お手元の資料、裏面の議の1-4、3、佐久圏域マスタープランの概要を御覧ください。佐久圏域では北陸新幹線をはじめとした首都圏とのアクセス性の高さや医療体制の良さなどから、新たな都市の発展が期待されております。軽井沢をはじめとした別荘地や歴史的、文化的資源を生かした観光地が存在しており、県内外からの交通アクセスを維持、充実するとともに交通ネットワークを維持、強化し、佐久圏域の魅力づくりや受入れ体制の整備に取り組む必要があります。また千曲川流域内の住民、市町村同士が河川軸により有機的な連携を深めることにより、流域の文化、景観を継承、育成できる都市づくりを目指す必要があります。こうしたことから、佐久圏域の今後あるべき都市の姿に対しての方針を定め、一体の都市として整備、開発及び保全を図るため圏域単位として方針を変更するものです。

続きましてページ番号議1-7、付箋のところで資料1と書かれている部分になります。資料の1-1、A3判の概要資料を御覧ください。上の囲みの部分には都市づくりの基本理念

を記載しており、歴史、文化、地域特性等を勘案し「壮大で豊かな自然に育まれた「交流・文化・快適」高原都市づくり～美しい自然とまちなみ、みんなでつくる佐久ものがたり～」としております。この基本理念のもとに6つの都市づくりの目標を掲げております。目標1では、首都圏との良好なアクセスを活かしながら自立できるコンパクトな都市づくりとして、魅力的な自然環境や首都圏とのアクセス性の高さ、また医療体制の良さなどを生かし、圏域外からの移住や二地域居住を促進いたします。また、「歩いて暮らせる」環境を実現することにより、まちなか居住を促進し脱炭素の環境に配慮したコンパクトな市街地を形成します。また、目標2は工業地の機能の維持・形成として、既存の工業地においての機能の維持、誘導を図るとともに、新たな工場用地の需要に対して上信越自動車道等のインターチェンジ周辺等において、景観や環境との調和に配慮した立地を図ることとしております。目標3、全国有数の別荘地環境の保全と圏域全体の観光収入の促進では、軽井沢をはじめとした別荘地の自然環境や景観を維持するため、必要な土地利用の制限や誘導を適切に行うとともに、県内外からの交通アクセスを維持、充実するとともに、圏域全体に波及効果が発揮される環境を整えることとしております。目標4、佐久平に広がる田園や高原野菜畑の保全と豊かな自然環境の保全では、佐久平盆地を中心に広がる優良農地を保全するとともに、田園地帯や高原野菜地帯における集落地のコミュニティの維持を図ることとしております。目標5、災害に強いしなやかな圏域の形成では、既成市街地やまとまった集落ではインフラ整備のハード対策を進めるとともに、災害のリスクや避難に関する周知等のソフト対策を推進し、流域治水プロジェクトの推進により災害に強い市街地を目指すとともに、防災・減災機能を期待できるグリーンインフラの導入を積極的に検討していくこととしております。目標6、中部横断自動車道の延伸と生活・産業・観光を支える交通体系の強化では、中部横断自動車道の全線開通に向けて、山梨県等と連携を図るとともに、効果を波及させるための周辺道路の整備を進めることとしております。また、既存の道路は機能の維持、改善を図るとともに、災害時の物資等の輸送や交通結節点へのアクセス性の改善等の観点から、必要な路線については着実な整備に向けた取り組みを進めていくこととしております。

圏域構造と市街地像につきましては、中央の圏域構造図にあるとおり、拠点、軸、土地利用で構成します。拠点の選定にあたっては、市町村に存在する駅または役場の徒歩圏を単位として、産業従事者の数、小売販売の額、医療機関を集計し、圏域内の上位となる箇所から圏域拠点、都市拠点、地域拠点の配置箇所を選定しております。圏域拠点には佐久平駅周辺を、都市拠点には小諸駅や軽井沢駅周辺などを、地域拠点には中軽井沢駅周辺など記載の拠点を位置付けております。軸については、圏域マスタープランを継承した広域交流軸と地域連携軸の構成とし、北陸新幹線やJR小海線、しなの鉄道などの鉄道、上信越自動車道や中部横断自動車道、一般国道18号などの道路を位置付けています。土地利用については、商業業務系、工業流通系、住宅系、農用地、自然と共生するゾーンの5つの区分で構成しています。続いて区域区分の決定の部分になります。資料の下段を御覧ください。区域区分については、都市計画区域ごとに県下同一基準による定量的な評価、地域特性を考慮した検討を行い、区域区分の決定の有無を判断することとしております。小海都市計画区域は、行政区域人口の規模や人口増加率の減少傾向などから市街地が拡大していく可能性が低く、定量的な評価による区域区分の必要性は低いと判断しています。また、

土地利用、自然環境、景観については小海町自然保護条例や松原湖高原別荘地内協定などにより規制、誘導が図られており、今後もこのような方策を継続し、急激かつ無秩序な市街化は進展しないものと考えられることから、区域区分は行わないこととしております。佐久穂都市計画区域は、行政区域人口の規模や人口増加率の減少傾向などから、市街地が拡大していく可能性が低くなっています。佐久穂都市計画区域につきましては、平成27年に都市計画区域に指定したところであり、今回定量的な評価は行っておりませんが、土地利用、自然環境、景観について佐久穂町環境保全条例などにより規制、誘導が図られており、今後もこのような方策を継続し、急激かつ無秩序な市街化は進展しないものと考えられることから、区域区分は行わないこととしております。小諸都市計画区域は、用途地域内の人口増加率が用途地域外を上回っており、用途地域外の農地転用率も県平均以下であることから、市街地外への宅地の拡散抑制の必要性が低く、区域区分の必要性は低いと判断しています。また、用途地域外の土地利用、自然環境、景観については、小諸市環境条例や小諸市開発指導要綱、立地適正化計画などにより規制、誘導がされており、今後もこのような方策を継続し、急激かつ無秩序な市街化は進展しないものと考えられることから、区域区分は行わないこととしております。軽井沢都市計画区域は、用途地域内の人口増加率が用途地域外を上回っており、用途地域外の農地転用率も県平均以下であることから、市街地外への宅地の拡散抑制の必要性は低いものの、人口増加率、産業の従業員数の伸びなどから市街地拡大の可能性や市街地形成の必要性は高く、区域区分の必要性はやや高いと判断しております。一方、用途地域外の土地利用、自然環境、景観については、軽井沢町環境基本条例、軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例などにより規制、誘導が図られており、今後もこのような方策を継続し、急激かつ無秩序な市街化は進展しないものと考えられることから、これまでと同様区域区分は行わないこととしております。佐久都市計画区域は、用途地域内の人口増加率が用途地域外を上回っており、市街地外への宅地の拡散抑制の必要性が低くなっていますが、産業従業員数の伸び率が県平均以上であること、用途地域外の農地転用率も県平均以上であり、市街地が拡大していく可能性が高く、区域区分の必要性はやや高いと判断しております。しかし用途地域外の土地利用、自然環境、景観について、佐久市、御代田町、それぞれの環境保全条例や開発指導要綱、佐久市の立地適正化計画により計画的な土地利用の規制、誘導を行っており、今後もこのような方策を継続し、急激かつ無秩序な市街化の促進は進展しないものと考えられることから、これまでと同様に区域区分は行わないこととしております。

A3の裏面、議1-8を御覧ください。主要な都市の決定の方針になります。1、土地利用に関する土地計画の決定の方針については、各圏域共通に市町村の土地利用計画等を尊重し決定することとしております。主要用途の配置と市街地の土地利用について、区域ごとにそれぞれ配置の方針を定めており、資料では各区域の特徴となる方針をお示ししております。小海都市計画区域は地域拠点に位置付けた小海駅周辺について日常的利便性を確保するための日常的商業の中心地として、また観光地や別荘地としての利点を生かした観光商業地としての機能強化、充実を図ることとしています。佐久穂都市計画区域は、地域拠点に位置付けた佐久穂町役場周辺やJR小海線駅周辺について本区域の日常的商業の中心地として生活に必要な商業施設、行政福祉などの公共広域施設、利便施設など都市機能の利便性を充実し、魅力・にぎわいを形成することとしています。小諸都市計画区域は、

都市拠点に位置付けた小諸駅周辺について、回遊性のある歩行者空間の創出、公園整備及び駅前広場、市庁舎周辺など交通機能及び公共・公益サービス機能の充実を推進し、都市機能の向上、集積と居住環境の形成による居住誘導を図ることとしております。軽井沢都市計画区域は、都市拠点に位置付けた軽井沢駅、地域拠点に位置付けた中軽井沢駅及び信濃追分駅の3駅を中心とした地域生活拠点の形成、充実を図ることとしております。佐久都市計画区域は、圏域拠点に位置付けた佐久平駅、岩村田駅周辺など都市居住とともに商業、住宅、文化施設等の都市機能が複合し、生活の楽しさを享受できる空間づくりを誘導し、これらの機能の強化、充実を図るため、低層から中高層が複合した土地利用を誘導することとしております。また、都市拠点に位置付けた各支所周辺や各駅周辺で日常的利便性を確保した機能の維持、充実を図ることとしております。2、都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針については、各圏域共通として、交通ネットワークの強化を図るとともに、鉄道やバス等の公共交通機関の維持、充実を図り、交通体系の連携強化により鉄道駅周辺の圏域拠点を中心に、「歩いて暮らせる」まちづくりや観光まちづくりの実現を目指すことを基本方針としております。なお、おおむね10年以内に整備または着手することを予定する主な施設として記載の道路をお示ししております。3、市街地開発事業に関する都市計画の決定の方針についても、まちなか居住の推進や中心市街地及び鉄道駅周辺における都市機能の維持、充実、都市施設の集約や再編など、良好な都市環境を備えた市街地の形成を図るため、必要に応じて市街地開発事業の実施について検討を行うことを各圏域共通の方針としております。4、自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定の方針についても、各圏域共通に豊かな自然環境の保全を図るとともに、市街地では自然と共生する住みやすい市街地形成に向けてグリーンインフラの活用を推進する方針としています。また、おおむね10年以内に整備または着手することを予定する公園等公共区域について記載をしております。右側の都市施設等配置図には、都市施設の整備の現状や目標などを参考にお示ししております。なお、2、都市施設の整備、3、市街地再開発事業、4、自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定の方針につきましては、議第1号から議第8号まで、内容としては共通しておりますので、以下他の圏域での共通の説明は割愛させていただきます。

それでは資料、お戻りいただきまして、今のA3のページの前のページ、議1-6を御覧ください。都市計画の策定の経緯の概要になります。令和5年1月5日から2週間、素案について公聴会で公述される方の募集を行いました。公述の申し出がありませんでしたので、予定しておりました公聴会は中止としております。2月17日から2週間、計画案について縦覧し意見募集を行いました。意見の提出はありませんでした。また、関係する小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、軽井沢町、御代田町からも異存なしとの回答をいただいております。今後の予定につきましては、本日長野県都市計画審議会にて御審議いただいた後、国土交通大臣協議、回答を経て、速やかに決定、告示を行う予定としております。説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(柳沢議長)

はい。それでは、御意見をいただきたいと思いますが、お聞きしていて、私自身も後ろの方の、他の圏域はどう書かれているのか、というのと比較したいという感じがちょっと

あるのです。ただ今の調子で全部説明していただくと多分皆さんとても長くて大変なので、一応区切りながら、これからあと、佐久圏域について御質問、意見を出していただいて、採決を最後に一つずつやると、一通り聞いた後、佐久についてもう1回ちょっと、このところをはっきりさせたいというようなこと、質問は戻ってもいいという、そういうやり方で進めたいと思いますが、よろしいね。はい。それでは、佐久圏域について御意見、御質問あったらお願いいたします。どうぞ。大上委員。

(大上委員)

全体に、他の圏域にも関することだと思のですけれども、議1-7、今の佐久圏域の一番下のところで、区域区分の決定の有無というところで、すべて区域区分は行うものとする。で、今ほかの圏域を見ると全部そうなっているようなんですよ。区域区分って何かなと思って今資料を見ていましたら、13 ページに参考として、区域区分とはということと、区域区分を定めるか定めないかは県が判断するというふうに、網掛けの文章があるのですけれども、この文章も読んでもよく分からないというか分かりづらいのですけれども、ここをちょっと説明、もう少し教えていただけないでしょうか。

(柳沢議長)

はい。どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

区域区分の関係についての御質問をいただきました。今、大上委員が言われましたとおり、佐久圏域の中の13 ページを御覧いただきたいと思います。下段のところに参考ということで記載をさせていただいております。区域区分につきましては、無秩序な市街化を防止する、また計画的な市街化を図るということで、市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域、その2つを定める、一般的には線引きと呼ばれている手続きになります。そういったものが区域区分になります。県内には現在長野と須坂、松本、塩尻、その4都市計画区域が、区域区分を定めている区域になります。県内39区域ございますが、それ以外の区域については、区域区分は現状でも定めていない。そういったようなかたちになっております。

(柳沢議長)

よろしいですか。お分かりにならないポイントはどのようなことですか。

(大上委員)

市街化区域と市街化調整区域との線引きを行うか行わないかということだと理解しているのですけれども。

(柳沢議長)

それはそのとおりです。

(大上委員)

そのとおりですよ。で、それぞれの今の、長野、須坂のところにはあるのだけれども、ほかのところでもあるような気がするのですけれども。私の理解している市街化区域と市街化調整区域とまたちょっと意味合いが違うんですかね、これ。

(柳沢議長)

現在の都市計画区域の中で線引きしているのは、さっき言われた4都市計画区域だけなんです。ほかには長野県はありません。

(大上委員)

もともとそうなんですね。

(柳沢議長)

そうなんです。ずっと何十年間もそういう状態なんです。

(大上委員)

分かりました。ありがとうございます。

(柳沢議長)

はい。課長どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉参事兼課長)

今、柳沢会長からも説明いただいたのですが、都市計画法ができた時は都市計画区域は必ず市街化区域と調整区域に分けるとい、いわゆる末線引きという、要は今はいないけれどもいつかはするとい、いわゆるなかたちになっていたのですが、平成12年の都市計画法の改正によりまして、いわゆる線引きするかしないかというのは、自治事務として県が判断できるということになりました。前は国の事務をやっていたということになります。それで、最初のころは10万人以上の都市が一つの目安で線引きしなさいということでありまして、長野、松本は10万人以上の都市で、長野県はほかにも10万人以上の都市がありましたができなかったと。それ以外で規模の小さい、例えば須坂とか小布施とか、昔は豊科というところもありましたし、塩尻もありましたけれども、それは新産業都市ということで新しい産業を入れるために線引きをするということが一つの条件でございまして、そういう中で線引きを入れてきたということでございます。いずれにしても、12年の法の改正により、豊科の都市計画区域に線引きしていたのは県の判断として線引きしないということによって変わっておりまして、いずれにしても今回のマスタープランで国に書かれている法律は、線引きをするかしないかは必ず決めなさいと、それ以外の目標とかそういうようなものについては、記載することができる、ということによって変わってきておりまして、いずれにしても、大上先生がおっしゃられるのはたぶん用途地域の、色が塗ってあるところはたくさんあるのですけれども、調整区域とか、いわゆる、もう開発しない、するということとでめりはりをつけてやっているところは、先ほどの区域だけということになります。

(柳沢議長)

よろしいですか。ほかに御発言ありませんか。はい、高瀬委員。

(高瀬委員)

そもそものところで申し訳ないのですけれども、拠点の設定はどんなルールで行われているのですか。圏域拠点、都市拠点、地域拠点とありますけれども。

(柳沢議長)

どのような意義があるか、ということですか。

(高瀬委員)

いや、意義というか、その設定する、どういうルールで設定しているのかという。

(柳沢議長)

はい、どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

お手元の資料の6ページの下段を御覧いただきたいと思います。佐久圏域、議第1号の中の、計画書の中の6ページ、参考という部分で拠点の選定というかたちで、簡単ではございますが記載をさせていただいております。今回、拠点の選定にあたりましては、まず市町村に存在する駅または役場の徒歩圏、これは半径800mを基準としておりまして、その単位の中で、全産業の従業者数、年間の小売販売額、医療機関、これらの数字、集計から圏域内の各指標平均値を算出して、その指標の数値から上位となる箇所から圏域の拠点、これについては最上位の市町村で1カ所、またその次の数値として都市拠点、地域拠点というかたちで配置をしております。今回都市計画区域が指定されている市町村の中で、今の指標でまったく拠点が設定されない市町村というのもございましたが、そういったところについては該当する都市計画区域マスタープランにおける最上位の拠点を地域拠点というかたちで選出をさせていただきました。

(高瀬委員)

このルールに則って、一覧の表とかはないですか。それで上位でこことここでやりますよ、という話にはならないのですか。その時に、例えば、それを見せていただくことによって、ではこの項目だけでいいのか、選定するにあたって、圏域として。地域によっては、例えばこの佐久地域で、杓子定規にやれば軽井沢等はいくつかたちになるのでしょうか。例えば新幹線の駅とか、入込みの人数とか考えたらはるかに佐久平よりも多いわけですが。そういう、ここで選んでいる項目というのが果たしてそれだけでいいのか、という議論というのもどこかでされているのですか。

(柳沢議長)

はい。どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

今高瀬委員から言われました、拠点のその指標に関する一覧表については作成をして評価をしております。参考にちょっとお示しをさせていただきますが。すみません、細かい部分になりますので見えづらい部分がありますが、今お話しさせていただいた部分について数値化したもので一覧として整理をして、そこで評価をしているというものでございます。

(柳沢議長)

そういう評価だけでいいのか、という御質問もあったけれど。

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

はい。私どもとしましては、今ここに掲げた評価する内容で、一定のルールを設けてやるということで設定させていただきましたが、事前にそういった説明が細かくできなかった部分はあるかと思っております。

(高瀬委員)

それで、この選定の仕方ですと、すべての圏域が同じように一番上のものを一番拠点にして、その次あたりを配置して、というみたいなかたちになって、同じようなパターンでしかないのですけれども、例えば佐久の場合は軽井沢というものがあつたりとか、地域によって、本当に拠点となるものがあつて、誰もがここが拠点だと、ほかのところはこのとおりです、というふうなイメージで持てるのであればいいのでしょうかけれども、圏域で特徴があるので、同じようなこの拠点の選定のパターンでやると、皆同じように赤丸一つに黄色がいくつか、で青が残り、みたいなかたちになってしまうので、果たしてこれでいいのかどうかという、そこらへんは何か教えていただければ。わざわざ画一化しているという理由を教えていただければと思います。

(柳沢議長)

どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

ある一定のルールに基づかないと、なかなか選出ができないという部分がありましたので、今回は指標を用いて選定をしておりますが、先ほどの集計の中でも、例えば圏域拠点に選出されないですとか、そういった部分での違いは出てきておりまして、各圏域で画的という部分でいくと若干の違いが出てきているのかなと感じています。

(柳沢議長)

今の御質問は、特に佐久の場合は軽井沢というのはオールジャパンでもかなりの注目度のある、特徴のある地域ですよね。それがほかの小さな丸と同じような、同列で扱ってし

まっぴいのか、という疑問がかなり中心にあっての御質問だと思っただけれど、そうするとこの位置付けした後、それぞれに位置付けされたものはどういふふうにし策に反映されるかというところで、例えば軽井沢は同じ黒丸だけれども、政策的にはこういう特徴を持つ、とか、そういう違いがちゃんと出てくれればまだいいんでしょね。はい、どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

今会長からお話がありましたとおり、基本的には圏域の中で、この拠点に対して、拠点と軸というよな構成で、その都市づくりというものを進めていくのを基本としております。その中で、今お話しがありましたとおり、ここの佐久圏域でいきますと軽井沢駅周辺などについては、計画書の中で、拠点の一つとして特色を出す、そういったよな作り込みにはしております。

(柳沢議長)

御満足いただけていない感じがちょっとしますが、まずその前に、こういう位置付けについて関係市町村とはどういふやりとりをして、どういふふうに着地をしているのか、それを説明してください。

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

はい。今回のマスタープラン素案をつくる段階では、各市町村に意見照会をさせていただいております。先ほど申し上げましたよなかたちで拠点の設定をさせていただいている、という説明をさせていただいた上で、圏域としてこれではいけないとか、もうちょっと違ふ考え方があるのではないかと、そういった議論を重ねた上で今回の案としてまとめてはおります。

(柳沢議長)

関係自治体の納得は得ている、と。だけど先ほど高瀬委員が言われたよな印象はちょっとありますよね。だから、例えば軽井沢というのは、同じ黒丸なんだけどこういう特徴のある施策を考えています、とそういうことが言えますか。ちょっと具体的に説明できれば説明してください。はい、どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

すみません。一例ですけれども、計画書の中の15ページのところで、主要な都市の都市計画の決定の方針において土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針を記載しております。この中では、区域ごとに特徴を表すよなかたちで今回整理をさせていただいておりますが、15ページの下段のところで、軽井沢駅周辺の部分では、都市拠点に位置付けた軽井沢駅、地域拠点に位置付けた中軽井沢駅、また信濃追分、これらを中心として地域生活拠点の形成、充実を図る、また観光の玄関口、そういったよな位置付けをして佐久平とはまた別の視点で土地利用を図っていく、そういう記載をさせていただいております。

(柳沢議長)

というような感じですが、いかがですか。

(高瀬委員)

なんかよく分からないですけども、この4の地域生活拠点、観光の玄関口の一つは中軽井沢駅及び信濃追分駅、ですよね。地元がいいといっているのであれば、別にいいんですけども。目線が、たぶん住民目線といわゆる外から来る人たちの目線というところがちょっとずれがあるというか。ずれがあるというわけではないんですけども、なんていうんですかね。多くのところは住んでいる人たちの目線でだいたい書かれているというのはあるんですけど、軽井沢の場合はちょっと違うので、ほかのところも少し、松本とかもあるのでしょうか、何か特色があるような書きぶりというんですか、あるといいのかなと思うんですけども、地域がそれでいいというなら特に異論はありません。

(柳沢議長)

はい、課長どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉参事兼課長)

高瀬委員のおっしゃられるとおりなんですけど、さっき御説明させていただいた中で、都市づくりの目標についてはコンパクトなまちづくりとか、農村の維持とかいろいろ書いてあるのですが、軽井沢については4ページの③になりますが、国際観光文化都市としての成り立ちが全然違いますので、ほかの地域とは違う、別建てで目標としては掲げさせていただいております。あと、具体的な内容の、拠点の選定については、今説明させていただいたとおりですが、そのへんは十分意識して目標のところには掲げたつもりでおります。不十分かもしれませんが、ここで書かせていただいております。

(柳沢議長)

そんなところでよろしいでしょうか。はい。ほかに御発言ありませんか。

それではかなり量が多いので、またほかと比較して、実は佐久について、というので疑問があったら出していただくという、先ほど申し上げたようなかたちで先にいったん進みましょう。いいですか。では次の圏域をお願いします。

議第2号 上小圏域（上田・東御都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

続きまして議第2号、上小圏域（上田・東御都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についてでございます。まず、はじめにページ番号の議2-4、変更理由書の3番、上小圏域マスタープランの概要を御覧ください。上小圏域は上田盆地を中心に周辺を四阿山、烏帽子山、美ヶ原高原等の山々に囲まれ、中央部に千曲川が流れる地勢となっており、歴史的には東山道や北國街道など交通の要衝として古くから栄えてきました。また、上田城跡や海野宿、菅平高原等の歴史、文化、自然環境の資産が市街地から山間部

に至るまで広く分布し、千曲川を挟んだ南北の地域に市街地が形成され、地形的条件、生活文化圏、市街地の連担等、一体的な都市圏として上小圏域全体の将来を見据えた広域的な観点からの見直しが必要となっています。また、千曲川流域内において河川軸により有機的な連携を深めることにより、流域の文化、景観を継承、育成できる都市づくりを目指す必要があることから上小圏域の今後あるべき都市の姿に対しての方針を定め、一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、圏域単位として方針を変更するものです。続きましてページ番号の議の6、資料の2-1、A3判の概要版を御覧ください。都市づくりの基本理念につきましては、「豊かな自然環境に配慮し、歴史・文化遺産をいかしながら活力あるまちづくりを進めよう」でございます。この基本理念のもとに6つの目標を掲げております。目標1、圏内アクセスの優位性を生かしながら自立できるコンパクトなまちづくりでは、上田駅、田中駅など各拠点の都市機能の維持、充実を図るとともに、拠点と周辺地域を結ぶ公共交通や道路交通ネットワークを強化することとしています。また、拠点周辺では超高齢化社会にも対応した「歩いて暮らせる」環境の実現により、まちなか居住を促進し、コンパクトな市街地形成を目指すこととしています。目標2、次世代産業の創出等を視野に入れた工業及び研究拠点の機能の維持、強化では、健康・医療等の成長産業への企業の参入を促し、次世代自立支援機器や産業機器製造業の集積を目指し、これらの取り組みと連携を図ることや操業環境、交通環境の維持、向上により製造業及び流通業の企業立地の維持、誘導を図ることとしております。また、大学、短期大学周辺等では、研究拠点にふさわしい環境形成を図ることとしています。目標3、上田城跡等の歴史文化遺産と調和した都市空間の形成や回遊性の向上では、上田城跡や別所温泉、海野宿等の歴史文化遺産の価値を保ちつつ、住民や来訪者にとって魅力的な市街地を形成することとしています。目標4、上田盆地を中心に広がる自然環境、田園集落環境の保全、活用では、市街地周辺から山裾にかけて広がる優良農地を保全するとともに、田園地帯における集落地は、コミュニティの維持を図ることとしています。また、山並みの眺望や集落の景観の保全、育成を図ることとしています。目標5、災害に強いしなやかな圏域の形成では、災害に対して居住の集約を図るインフラの整備を進めるとともに、災害のリスクや避難に関する周知や普及等の流域治水プロジェクト、長野県流域治水推進計画を推進し、災害に強い市街地を目指すこととしています。目標6、生活・産業・観光を支える交通体系の強化では、圏域内の拠点間をつなぐ道路ネットワークの維持、強化を進めるとともに、既存の鉄道やバスの利用性を高める取り組みを促進することとしています。また、駅や交流拠点を中心に、「歩いて暮らせる」まちづくりや観光まちづくりを念頭に利便性や回遊性の向上を図ることとしています。

圏域構造と市街地像につきましては、中央の圏域構造図に示しており、圏域拠点として上田駅周辺を、地域拠点には田中駅周辺及び丸子地域自治センター周辺を位置付けています。軸については、広域交流軸と地域連携軸として北陸新幹線や上信越自動車道、一般国道18号など記載のとおり位置付けております。土地利用構成につきましては、佐久圏域と同様に5つのゾーンで構成しております。続いて区域区分の決定の部分になります。資料の下段を御覧ください。区域区分については、都市計画区域ごとに区域区分の決定の有無を判断しており、上田都市計画区域では、都市的土地利用率が県平均よりも低く、計画的な市街地整備の必要性は低いものの、市街地外への宅地の拡散抑制の必要性、市街地が拡

大していく可能性が高いことから区域区分の必要性はやや高いと判断しています。しかし、上田市環境基本条例や開発事業の規制に関する条例、立地適正化計画の策定により計画的な土地利用の規制、誘導を行っており、今後もこのような方策を継続し、急激かつ無秩序な市街化の促進は進展しないものと考えられることから、区域区分は行わないこととしております。東御都市計画区域は、用途地域外の人口増加率が用途地域内を上回っていることから、市街地拡大の可能性が高いものの、用途地域外の農地転用率が県平均未満であることや、行政区域人口が減少していることなどから区域区分の必要性は低いと判断しています。また、東御市環境をよくする条例や景観形成指導基準などにより土地利用の規制、誘導を行っており、今後もこのような方策を継続し、急激かつ無秩序な市街化は進展しないものと考えられることから、区域区分は行わないこととしております。

裏面の議2-7を御覧ください。主要な都市計画の決定の方針になります。1、土地利用に関する主要な土地計画の決定の方針について、区域ごとに特徴となる部分をお示ししております。上田都市計画区域については、中心市街地では上田駅を核として歴史文化資源と連携しながら都市機能の集積、交通結節線としての機能強化、まちなか居住の誘導を図ることとしています。また、丸子地域などの市街地郊外から中山間地域の住宅地においては、優良農地の保全や地域コミュニティの維持に配慮し、ゆとりある居住環境の形成を図ることとしています。東御都市計画区域については、しなの鉄道田中駅周辺を中心市街地で土地の高度利用を進め、商業、業務、行政機能など多様な都市機能の集積、充実を図ることとしています。また、幹線道路沿道では、すでに集積している施設との共存、田園風景等の周辺環境と調和した連動景観の形成を図り、良好な居住環境の創出を図ることとしております。2、都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針において、おおむね10年以内に整備または着手することを予定する主な施設として記載の道路をお示ししております。右側には都市施設の整備の現状や目標などを参考として都市施設等配置図としてお示しをしております。

資料お戻りいただきまして、今のA3のページの前のページ、議2-5を御覧ください。都市計画の策定の経緯の概要になります。令和5年1月5日から2週間、素案について公聴会で公述される方の募集を行いました。公述の申し出がありませんでしたので、予定しておりました公聴会は中止としております。2月17日から2週間、計画案について縦覧し意見募集を行いました。意見の提出はありませんでした。また、関係する上田市、東御市からも異存なしとの回答をいただいております。今後の予定につきましては、佐久圏域と同様になります。説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いたします。

(柳沢議長)

はい、御苦労様でした。それでは御意見をいただきたいと思いますが、最初に、さっき聞けばよかったのだけど、今回の区域マスタープランは、すでに先に先行して決めている県の都市計画ビジョンの考え方を反映させるという説明がありましたが、例えば2-6の3の図の中の圏域構造図なんていうのはマスタープランに書かれたものを引き継いでいるのですか。それともここで独自にいろいろなことを書き込んでいるのですか。どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

圏域構造図の拠点と軸の考え方については、基本的には既決定のものを踏襲しておりますので、ここで新たに策定したというものではございません。

(柳沢議長)

ビジョンでこういうかたちで書かれている、ということですね。それから目標1から6とかいうのは、これはビジョンにもあるのですか。それともこれはここで書かれている。

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

目標の1から6については、既決定の圏域マスタープランの方でこういったような記載をしております。都市計画ビジョンの下の圏域マスタープラン、圏域ごとのマスタープランの中でこういったような目標を定めております。

(柳沢議長)

圏域マスタープランというのは、ビジョンの一部ではなくて。

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

県全体のものを都市計画ビジョンの中で定めておりまして、その下に各圏域、10圏域ごとに圏域マスタープランというものを任意で定めております。

(柳沢議長)

それはビジョンの一部でしょう。

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

はい。ビジョンの一部としています。

(柳沢議長)

ということは、要するにビジョンで書いてあることを少し詳しくはなっているかもしれないけれども、だいたいそれぞれ受け止めた表現がここに出てきていると、そういう関係になっているのですか。

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

はい。

(柳沢議長)

それでいいのね。はい。ではどうぞ、御質問、御意見がありましたらお願いします。はい、どうぞ。宮入委員。

(宮入委員)

宮入です。お願いいたします。ちょっと細かな点なので申し訳ありませんけれども、今、議の2-6、A3の資料の右側の目標の5というのがありますけれども、千曲川の災害とか関

連するので、先ほどの佐久圏域とあわせて見ていたのですけれども、単純な表現の違い、集約の違いかなとは思いますが、四角の2番目に、流域治水プロジェクト、長野県流域治水推進計画を推進することにより、というふうに記載がありますけれども、佐久の方にはこの長野県流域治水推進計画を推進というのがなかったのですが、ぱらぱらと他のところを見るとあるところとないところが出てくるので、結構長野県としては重要な計画なのではないかなと思われるのですけれども、何か表現するしないの違いというのはあったのでしょうか。もしないとすると、揃えておいた方がいいのかなと思ったりもしました。そこだけです。

(柳沢議長)

どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

御指摘ありがとうございます。深い意味があって落としているわけではなく、計画書では基本的には共通した内容になっております。

(柳沢議長)

ちょっと待ってね。要するにこの議の2-6はまとめて今日のためのペーパーですよ。正式に決定するのはその前の、色のない、議の2-1から始まるペーパーで、この中には今の御指摘のようなところは、例えば、佐久の方も入ってはいるのですか。A3にまとめた段階で落としているだけなのですか。

(宮入委員)

私もそこが気になったので見たのですが、佐久の方も書いてあることはあったので、同じような計画にはなっているなど。

(柳沢議長)

ではまとめ方の違いなのですね。

(宮入委員)

たぶん要約する時の違いなのかなと思ったのですが、もしそこに何か意味があるのであれば教えていただければと思います。

(柳沢議長)

はいどうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

すみません、計画書の中では同じような記載をさせていただいておまして、今回概要としてまとめた中で、ちょっと漏らしてしまったといいますか、その記載の抽出の仕方が圏域ごとで異なった部分がございます、そこはちょっと混乱をさせていただきました。

(柳沢議長)

御指摘ありがとうございました。課長どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉参事兼課長)

すみません、いろいろ言葉が足りなくて申し訳ありません。都市づくりの目標については、都市計画ビジョンに方針というのがございまして、まずゾーンに関する方針というものが3つあります。まち、里、山ということで掲げておりまして。すみません、今日お配りをしていないのですがゾーンに関する事で、まち、里、山、里ということで、ゾーンに関する方針ごとにこの圏域ごとに落とし込んで書いてあるということと、施策に関する方針ということで、災害に強い県土の形成とか環境とか、生活産業、環境、商業とか、そういうことをベースとして個々の圏域ごとにビジョンを踏まえて掲げていると。ですので、先ほどの佐久については、特に軽井沢はちょっと別格なので別出しにしているということで、基本的にはゾーンと施策ということのビジョンの方向性ですべてまとめさせていただいております。なお、計画書自体からピックアップした時に言葉の統一感がないということは大変申し訳ありません。中身については考え方としては統一しているということでございます。

(柳沢議長)

はい。ではほかに御指摘、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。先にいってよろしいですか。では、この上小圏域はさしあたり以上といたします。

議第3号 諏訪圏域（岡谷・諏訪・茅野・下諏訪・富士見都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

(柳沢議長)

次の議第3、諏訪圏域ですね。お願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

それでは議第3号、諏訪圏域（岡谷・諏訪・茅野・下諏訪・富士見都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についてでございます。まずはじめに、ページ番号議3-4、変更理由書になりますが、変更理由書の3番、諏訪圏域マスタープランの概要を御覧ください。諏訪圏域につきましては、諏訪湖から八ヶ岳山麓への変化に富んだ豊かな自然環境のもと、諏訪大社、縄文遺跡などの歴史資源や温泉資源に恵まれ、多くの観光客が訪れる地域です。一方、近年の気候変動による水災害等の激甚化、頻発化や一般国道20号バイパスの計画にあわせた道路網の構築など、本圏域をとりまく社会状況は大きく変化しております。また、天竜川流域内においては、河川軸により有機的な連携を深めることにより、流域の文化、景観を継承、育成できる都市づくりを目指す必要があります。こうしたことから諏訪圏域の今後あるべき都市の姿に対しての方針を定め、一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、圏域単位として方針を変更するものです。続きまして

議 3-6、A3 判の資料 3-1 を御覧ください。都市づくりの基本理念については、「“豊かな自然環境”と“多彩な資源”が織りなす活力あふれる快適交流都市圏“諏訪”」としています。この基本理念のもとに 6 つの目標を掲げており、目標 1、産業を担う企業、人材をターゲットとした利便性の高いコンパクトなまちづくりでは、県下有数の製造業の集積、首都圏とのアクセス性の高さなどを生かし、拠点の都市機能の集積を充実するとともに、拠点間とその周辺地域を結ぶ公共交通及び道路ネットワークを強化することとしています。また、超高齢化社会にも対応した、「歩いて暮らせる」環境を実現することにより、まちなか居住を促進し、脱炭素の環境に配慮した社会に向けたコンパクトな市街地を形成することとしています。目標 2、諏訪湖を中心とした賑わいと交流を促進するまちづくりでは、人と生き物が共存し、誰もが訪れたいくなる諏訪湖を目指し、水環境の保全及び改善を継続的に行うとともに、周辺の商業・業務地や観光資源等と連携し、賑わいと交流を促すまちづくりを進めることとしています。目標 3、ものづくりの産業競争力の強化に向けた工業及び研究拠点の機能の維持、強化では、長野県を代表するものづくりの集積地として、圏域内に形成された工業地の操業環境や交通アクセスの維持、向上により、製造業及び流通業の企業立地の維持、誘導を図るとともに、これまでに育まれた高度工業技術を活用したまちづくりと新たな産業育成のための基盤整備を図ることとしています。目標 4、諏訪湖から八ヶ岳への変化に富んだ自然環境の保全と田園空間づくりでは、八ヶ岳、霧ヶ峰、蓼科高原等の森林や草原、天竜川、上川、宮川等の河川、諏訪湖、白樺湖等の湖沼の自然環境を保全するとともに、市町村の連携により複数の行政区域にわたる広域的な景観の育成を図ることや、田園地帯における集落地は、安全で快適な生活環境を形成し、コミュニティの維持を図ることとしています。目標 5、災害に強いしなやかな圏域の形成では、広く分布する斜面地における土砂災害や沿線地域における洪水等の災害のおそれがあるためインフラの整備のほか、災害のリスクや避難に関する周知、貯留施設の普及等を推進することにより、災害に強い市街地を目指すことや、防災、減災機能など多様な効果が期待できるグリーンインフラの導入を積極的に検討することとしています。目標 6、生活・産業・観光・地域救急医療を支える交通体系の強化では、一般国道 20 号バイパス計画にあわせたアクセス道路を含む道路網の構築と、地域公共交通の確保とともに、諏訪湖スマートインターチェンジほか周辺道路等の関連道路の整備、JR 中央本線の利便性向上を図り、また、圏域内の生活、観光、産業等の利便性の向上、交流の促進に寄与する圏域内の拠点間をつなぐ道路ネットワークの維持、強化を目指すこととしております。

圏域構造と市街地像については、中央の圏域構造図に示しており、拠点として上諏訪駅周辺、岡谷駅周辺、茅野駅周辺とを位置付けることとしています。軸については、広域交流軸と地域連携軸として JR 中央本線や中央自動車道、一般国道 20 号など記載のとおり位置付けています。土地利用構成については、他の圏域と同様に 5 つのゾーンで構成しています。続いて区域区分の決定の部分になります。下段を御覧ください。岡谷都市計画区域は用途地域内の人口増加率が用途地域外を上回っており、さらに用途地域外の農地転用率が県平均以下であることから、市街地外への宅地の拡散抑制の必要性は低いこと、また、産業従業員数の伸び率も県平均以下であり、市街地が拡大していく可能性が低いことなどから区域区分の必要性は低いと判断しています。また各種条例や立地適正化計画などにより土地利用の規制、誘導が行われており、今後もこのような方策が継続されると考えられ

ることから、区域区分は行わないこととしています。諏訪都市計画区域は、計画的な市街地整備の必要性は高いものの、用途地域内の人口増加率が用途地域外を上回っており、市街地外への宅地の拡散抑制の必要性は低いこと、また産業従業員数の伸び率も県平均以下であり、市街地が拡大していく可能性が低いことなどから区域区分の必要性は低いと判断しております。また、こちらについても条例や立地適正化計画などにより土地利用の規制、誘導が適切に行われることが継続することから、区域区分は行わないこととしております。茅野都市計画区域につきましては、用途地域内の人口増加率が用途地域外を上回っており、市街地外への宅地の拡散抑制の必要性は低いこと、また、産業従業員数の伸び率は県平均を上回っているものの、人口増加率が減少傾向にあり、市街地が拡大していく可能性が低いことなどから区域区分の必要性は低いと判断しております。また、茅野市の条例や立地適正化計画などにより、こちらも急激かつ無秩序な市街化は進展しないものと考えられることから、区域区分は行わないこととしております。下諏訪都市計画区域については、用途地域内の人口増加率が用途地域外を上回っており、さらに用途地域外の農地転用率も県平均以下であることから、市街地外への宅地の拡散抑制の必要性は低いことなどから区域区分の必要性は低いと判断しています。また下諏訪町の宅地開発指導要綱などにより土地利用の規制、誘導が行われており、今後もこのような方策を継続し、無秩序な市街化は進展しないものと考えられることから、区域区分は行わないこととしております。富士見都市計画区域につきましても、計画的な市街地整備の必要性は高いものの、用途地域内の人口増加率が用途地域外を上回っており、さらには用途地域外の農地転用率も県平均以下であることから、市街地外への宅地の拡散抑制の必要性は低いことなどから区域区分の必要性は低いと判断しております。富士見町につきましても、条例や立地適正化計画により土地利用の規制、誘導が行われており、今後もこのような方策を継続して、無秩序な市街化は進展しないものと考えられることから、区域区分は行わないこととしております。

続いて裏面、議の3-7を御覧ください。主要な都市計画の決定の方針の1、土地利用に関する主要な土地計画の決定の方針につきましては、区域ごとに特徴となる部分をお示ししております。岡谷都市計画区域は、岡谷インターチェンジ周辺、諏訪湖スマートインターチェンジ周辺、一般国道20号バイパス沿線等の白地地域について、居住環境に配慮しながら産業、業務機能の立地も許容し特定用途制限地域や地区計画等を活用した土地利用の適正な規制、誘導を図ることとしています。諏訪都市計画区域は、用途地域の周辺の一部開発が進んでいる地区、用途地域に囲まれた地区、主要幹線道路沿線で開発が予想される区域については、特定用途制限地域や地区計画等を活用し、土地利用の適正な規制、誘導を図ることとしています。茅野都市計画区域は、新たな森林交流地の開発において、環境共生機能の確保、誘導を図り、今後の観光、交流、レクリエーション活動に対応した自然との共生型の交流地、別荘地を育成することとしています。下諏訪都市計画区域は、秋宮、春宮に代表される歴史的な市街地の外郭となる緑地の風致的環境、景観を保全するとともに、市街地内農地についても、可能な限りオープンスペースや緑地として広域的機能の保全を図ることとしております。富士見都市計画区域は、大規模な優良農地について、広がりのある田園空間をつくる高原都市としてのまちのイメージを形成するため、背後の山林及び山岳眺望と一体となって保全を図り、良好な田園空間を誘導することとしています。

2、都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針において、おおむね10年以内に

整備または着手することを予定する主な施設として記載のとおり道路をお示ししております。また4の自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定の方針においても、おおむね10年以内に整備または着手することを予定する公園等の公共風致として記載のとおり公園をお示ししております。

それでは資料、今のA3のページの前のページになります。議3-5を御覧ください。都市計画の策定の経緯の概要になります。令和5年1月5日から2週間、素案について公聴会で公述される方の募集を行いました。公述の申し出がありませんでしたので、予定しておりました公聴会は中止としております。また関係する岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町からも異存ないとの回答をいただいております。また、2月17日から2週間、計画案について縦覧し意見募集を行った結果、1件の意見書の提出がありましたので、意見の要旨と意見に対する見解について説明をさせていただきます。資料の議3-8を御覧ください。A3判資料の次のページになります。意見書の提出者は関係市町村の住民からになり、要旨区分はその他としております。意見の要旨ですが、意見書の提出者は令和3年6月にも諏訪都市計画道路の変更、下諏訪都市計画道路の変更において意見書を提出されています。今回御自身が都市計画の中で懸念されている、一般国道20号バイパスのトンネル案から振り返り、各分野の都市計画に対して意見や提案をされています。意見の項目として6つ挙げており、1つ目は公共交通への移行を進める中で地域住民の利用や影響を考えると、高度経済成長期の道路計画は市民の利益に見合うものではないこと、2つ目、道路計画に伴う事前調査において地元住民の生活水源に多少であっても影響があるとされていること、3つ目、現存する自然のさまざまな生態系を大きく破壊する計画であること、4つ目、今後の防災計画においては、現存の自然を破壊せずに計画すべきこと、5つ目、市町村の歴史、文化に対して尊重された計画と感じられないこと、6つ目、公共交通機関に変わりがなく、自転車を駐輪できる場所が少ないことから公共交通の利用価値を高め、マイカーの利用台数を減らす工夫を働きかけ促進すること、となっています。意見項目の1から5は、一般国道20号諏訪バイパスのトンネルに関する意見となっておりますので、見解につきましては令和4年12月の本都市計画審議会において御審議いただいた都市計画道路の変更においてお示した都市計画決定権者の見解と同様としており、諏訪バイパスのルートは諏訪圏域の骨格を担う主要幹線道路として走行性及び安全性を確保する観点から、直線的な道路線形を基本としつつ土砂災害の危険箇所や公共施設、神社仏閣、集落、市街地を極力回避した計画としていること、また、このバイパスの整備による水路の水源や温泉源泉等への影響については、環境影響評価法及び長野県環境影響評価条例に基づいて作成した環境影響評価書のとおり、事業者が実行可能な範囲内で環境保全措置を講ずることにより、環境影響はできる限り回避または低減が図られるものと考えている、としております。意見項目6に対する見解については、今回の都市計画区域マスタープランの変更案において、良好な都市環境を創出するための交通体系の強化として、公共交通の利用性を高め自家用車利用からの転換を促進し、「歩いて暮らせる」まちづくりを進め、利便性や回遊性の向上を図ることを都市づくりの目標に記載している、としております。説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(柳沢議長)

はい。ただ今の説明に関しまして、御意見、御質問をお願いします。

よろしいですか。御質問、御意見、ないようですので、一応この件は以上ということにして先に進みたいと思いますが、よろしいですね。

議第 4 号 上伊那圏域（伊那・駒ヶ根・辰野・箕輪・飯島都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

（柳沢議長）

では、次の議第 4、お願いします。

（幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長）

続きまして議第 4 号、上伊那圏域（伊那・駒ヶ根・辰野・箕輪・飯島都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、でございます、まず、はじめにページ番号議 4-4、変更理由書の 3、上伊那圏域マスタープランの概要を御覧ください。上伊那圏域におきましては、中央アルプス、南アルプス等の山岳地帯や豊富な水量をたたえる天竜川、壬生川などの貴重な自然環境に恵まれており、これらの自然環境は上伊那圏域を特徴づける地域資産となっています。また、市街地は JR 飯田線と一般国道 153 号の沿線を中心に形成され、特に JR 飯田線駅周辺において都市機能が集積した多極構造となっているため、これらの自然環境や都市構造等を踏まえると一体的な都市圏として上伊那圏域全体の将来を見据えた広域的な観点からの見直しが必要となっています。このようなことから上伊那圏域の今後あるべき都市の姿に対しての方針を定め、一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、圏域単位として方針を変更するものでございます。

続いてページ番号の議 4-6、A3 判の資料 4-1 概要版を御覧ください。都市づくりの基本理念については「伊那谷らしさを未来へ～自然・生活・産業が調和した広域連携による快適生活圏づくり～」としております。この基本理念のもとに 4 つの目標を掲げています。目標 1、豊かな自然と都市の利便性が共存するコンパクトなまちづくりでは、JR 飯田線や一般国道 153 号の沿線に都市機能が集積する多極構造を基本として、伊那谷の自然環境や景観を大切に、圏域内の各市町村が連携しながら各拠点の都市機能の維持、充実を図るとともに、拠点と周辺を結ぶ公共交通や道路ネットワークを強化することとしています。また、拠点周辺では、超高齢化社会にも対応した、「歩いて暮らせる」環境の実現により、まちなか居住を促進し、コンパクトな市街地形成を目指すこととしています。目標 2、伊那谷の雄大な自然環境と美しい田園風景等の保全と集落のコミュニティの維持では、市街地の周辺から山裾にかけて広がる優良農地を保全するとともに、田園地帯の集落地におけるコミュニティの維持を図ることとしています。また、南アルプスや中央アルプスを展望できる雄大な山岳景観や集落景観の保全、育成を図るとともに、市町村の連携のもと、複数の行政区域にわたる広域的な景観の育成を図ることとしています。目標 3、災害に強いしなやかな圏域の形成では、既成市街地やまとまった集落のインフラ整備を進めるとともに、災害のリスクや避難に関する周知や流域治水プロジェクトなどを推進し、災害に強い市街地を目指すこととしています。目標 4、リニア中央新幹線との連携と生活・産業・観光を支える交通体系の強化では、リニア中央新幹線とのアクセス基盤となる一般国道 153

号の整備を進めるとともに、JR 飯田線とリニア中央新幹線長野県駅との効果的な連携を図ることとしています。また、既存の鉄道やバスの利用性を高める取り組みを促進するとともに、拠点周辺では「歩いて暮らせる」まちづくりに資する歩道や自転車道の整備を進め、公共交通との連携を考慮しながら利便性や回遊性の向上を図ることとしています。

圏域構造と市街地像につきましては、中央の圏域構造図のとおり、圏域拠点として伊那市駅及び伊那北駅周辺を、都市拠点として駒ケ根駅周辺など、また地域拠点には辰野駅周辺など記載のとおり位置付けております。軸についても、広域交流軸と地域連携軸としてJR 飯田線や中央自動車道、伊那木曾連絡道路や一般国道 153 号などを位置付けています。土地利用構成については、他の圏域と同様に5つのゾーンで構成しています。続いて区域区分の決定の部分になります。下段を御覧ください。伊那都市計画区域は用途地域外の人口増加率が用途地域内を上回っており、市街地外への宅地の拡散抑制の必要性は高く、また第2次、第3次産業の従業員数の伸び率が県平均を上回っており、市街地が拡大していく可能性が高いことなどから、定量的な評価による区域区分の必要性はやや高いと判断しています。しかし用途地域外の土地利用、自然環境、景観については、伊那市立地適正化計画や伊那市開発行為の調整に関する条例などにより環境の保全等が図られていること、用途地域を主な対象地として計画的な土地利用の規制、誘導を行っており、今後もこのような方策を継続し、急激かつ無秩序な市街化の促進は進展しないものと考えられることから、区域区分は行わないこととしております。駒ケ根都市計画区域については、第2次、第3次産業の従業員数の伸び率が県平均を上回っているものの、行政区域人口は減少しており、また市街地が拡大していく可能性が低いことなどから区域区分の必要性は低いと判断しております。また、用途地域外の土地利用、自然環境等につきましては、駒ケ根市の立地適正化計画や条例などにより環境の保全等が図られていること、また今後もこのような方策を継続することから、区域区分は行わないこととしております。また辰野都市計画区域につきましては、用途地域内の人口増加率が用途地域外を上回っており、市街地が拡大していく可能性は低いことなどから区域区分の必要性は低いと判断しております。また、用途地域外の土地利用などにつきましても、条例により保全が図られており、今後もこのような方策を継続し、急激な市街化は進展しないと考えられることから、区域区分は行わないこととしております。箕輪都市計画区域は、用途地域外の人口増加率が用途地域内を上回っており、また用途地域外の農地転用率も県平均以上であることから、市街地外への宅地の拡散抑制の必要性が高く、定量的な評価による区域区分の必要性はやや高いと判断しています。しかし、用途地域外の土地利用、自然環境、景観については、箕輪町環境保全条例などにより環境の保全等が図られていること、用途地域を主な対象地として計画的な土地利用の規制、誘導を行っており、今後もこのような方策を継続し、急激な市街化の促進は進展しないものと考えられることから、これまでどおり区域区分は行わないこととしております。また飯島都市計画区域につきましては、用途地域内の人口増加率が用途地域外を上回っており、市街地が拡大していく可能性が低いことから区域区分の必要性は低いと判断しております。また用途地域外の土地利用などにつきましても、町の条例などにより環境の保全等が図られており、今後もこのような方策を継続し、急激かつ無秩序な市街化は進展しないものと考えられることから、区域区分はこれまで同様行わないこととしております。

続きまして、A3判の裏面、議の4-7を御覧ください。主要な都市計画の決定の方針になります。1、土地利用に関する主要な土地計画の決定の方針については、区域ごとに特徴となる部分をお示ししております。伊那都市計画区域は、圏域拠点に位置付けた伊那市駅、伊那北駅周辺、商業、業務機能の集積と魅力ある商店街の形成を図ること、また、田園地帯と接する外縁部は、周辺景観と調和した自然環境と共生する低層住宅地の形成を図ることとしています。駒ヶ根市計画区域は、都市拠点に位置付けた駒ヶ根駅、小町屋駅周辺では、商業業務系施設や文化施設等の集積を図ること、また田園地帯に点在する既存集落は、農業関連施設等と調整を図りつつ新たな宅地需要への対応を図ることとしています。辰野都市計画区域は、地域拠点に位置付けた辰野駅周辺では、日常的な利便性を有する商業地として、商業業務機能を維持、充実すること、また社寺林や屋敷林など宿場町の面影を残す集落は地域環境の保全を原則とし、良好な集落環境の形成を図ることとしております。箕輪都市計画区域は、都市拠点に位置付けた伊那松島駅周辺で商業業務系施設や文化施設等の集積を図ること、また田園地帯に点在する既存集落は農業関連施設等との調整を図りつつ、新たな住宅需要への対応を図ることとしています。飯島都市計画地域は、地域拠点に位置付けた飯島駅周辺で、商業業務施設等の都市機能施設の立地、交流拠点の機能維持に努めること、また田園地帯に点在する既存集落は農業関連施設等との調整を図りつつ、居住環境の改善向上に努めることとしております。2の都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針において、おおむね10年以内に整備または着手することを予定する施設として記載の道路をお示しさせていただいております。

それでは資料お戻りいただきまして、今のA3判の前のページ、議の4-5を御覧ください。都市計画の策定の経緯の概要になります。令和5年1月5日から2週間、素案について公聴会で公述される方の募集を行いました。公述の申し出がありませんでしたので、予定しておりました公聴会は中止としております。また、2月17日から2週間、計画案について縦覧し意見募集を行いました。意見の提出はありませんでした。また関係する伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村からも異存なしとの回答をいただいております。今後の予定につきましては、他の圏域と同様になります。説明は以上となります。御審議のほど、お願いいたします。

(柳沢議長)

はい。ただ今の説明に関しまして御質問、御意見がありましたらお願いします。共田委員。

(共田委員)

単純な質問なんですけど、この伊那谷らしさを未来へ、という基本理念ですね。ほかのものに比べて、この伊那谷らしさという、伊那谷の人にしか分からないのかなという理念になっているのですが、どのように、この伊那谷らしさというのはどこかに定義があるのか、この伊那谷らしさがほかの都市づくりの目標にどのように展開されているのかなというのが気になりまして質問させていただきました。

(柳沢議長)

はい。どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

ありがとうございます。今回、基本理念で掲げさせていただいている文言等につきましては、これまでの圏域マスタープランの掲げさせている目標を踏襲させていただいております。その中で、伊那谷らしさという部分でいきますと、都市づくりの目標の中で、雄大な自然環境あるいは田園風景等の保全の集落、あるいはリニア中央新幹線との連携、そういった部分での伊那谷らしさというかたちで目標の方に記載をさせていただいております。

(共田委員)

そこは理解するのですが、私が気になっているのは、仮に伊那谷の人たちがこの都市計画マスタープランを発展させていく部分にはそこで皆さん分かっていることなのでいいと思うのですが、仮に長野県のほかの職員さんがここに支援をした時に、伊那谷らしさということを理解していなければ支援の方法が不明確になるのではないかなと思って質問させていただいたのですが。

(柳沢議長)

はい、どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

すみません、補足をさせていただきますと、今の計画書の中の2ページのところで、基本理念にある伊那谷らしさというところの説明を記載させていただいております。伊那谷らしさにつきましては、他圏域に見ることができない2つのアルプス、これに囲まれているというような広大な農地がもたらす風景、それに彩りを添える市街地集落等の自然的景観的な意味合い、それはもとよりも食生活からの地場産業ですとか、さらには季節の移ろいなど、各市町村それぞれの伝統や歴史、気候、風土に培われた上伊那ならではの暮らしぶり全般を示しております。今共田委員からも御指摘がありましたとおり、伊那谷らしさというものが分からないという部分もございましたので、前段のところで、伊那谷らしさというものを説明させていただきました。

(柳沢議長)

よろしいですか。

(共田委員)

はい。

(柳沢議長)

ほかに御発言ありませんか。よろしいですか。では着々といきますが。続けて、次の議第5号、お願いします。休憩の予定ですって。失礼しました。ではちょうど3時から再開

ということにします。

議第5号 飯伊圏域（飯田・松川・高森都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

（幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長）

議第5号、飯伊圏域（飯田・松川・高森都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、説明をさせていただきます。ページ番号議5-4、変更理由書の3、飯伊圏域マスタープランの概要を御覧ください。飯伊圏域では、三遠南信自動車道の整備が進められているほか、リニア中央新幹線の開業が予定され、新たな都市の発展が期待されています。また、これらの高速交通体系の整備により、圏域外との交流人口の拡大が期待される一方で、人口やビジネスの流出の可能性もあることから、都市機能の集積を図るとともに、圏域内外を結ぶ交通ネットワークを維持、強化し、飯伊圏域の魅力づくりや受入れ体制の整備に取り組む必要があります。また、天竜川流域内においては河川軸により有機的な連携を深めることにより、流域の文化、景観を継承、育成できる都市づくりを目指す必要があります。こうしたことから、飯伊圏域の今後あるべき都市の姿に対しての方針を定め、一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、圏域単位として方針を変更するものです。なお、今説明しました理由書の中で、河川軸による部分につきましては、これ以降の圏域についても同様の考えで記載をしておりますので、以降については説明を省略させていただきます。

続いてページ番号議5-6、資料5-1、A3判の概要書を御覧ください。都市づくりの基本理念については、「個性の連携、元気あふれる「イアンバイ南信州」～自律した地域が連携し、多彩な自然と共生しつつ活力ある南信州づくりを目指す～」としております。この基本理念のもと5つの目標を掲げています。目標1、リニア新時代のフロンティア実現に向けた都市機能の強化とコンパクトな都市づくりでは、飯伊圏域の中心的な都市機能が集積する飯田駅周辺等の既存ストック、新たに整備されるリニア中央新幹線の仮称長野県駅周辺地域において必要な機能の集積を図っていくこと、リニア中央新幹線の開業に伴う各種施策と有機的に連携を図り、拠点間、拠点とその周辺地域を結ぶ公共交通及び道路ネットワークを強化すること、「歩いて暮らせる」環境を実現することにより、まちなか居住を促進し、脱炭素の環境に配慮した社会に向けたコンパクトな市街地を形成することとしています。目標2、魅力ある飯田市中心市街地の再構築では、リニア中央新幹線の仮称長野県駅と機能分担を図りながら有機的に結び、都市機能の誘導や交流の場としての賑わいの創出を図ること、既存の緑の高質化などのグリーンインフラの取り組みを推進し、自然と共生する住みやすい市街地を形成することとしています。目標3、豊かな自然環境の保全と美しい農山村地域づくりでは、南アルプスや天竜川に代表される恵まれた自然環境を有し、観光資源としても重要な自然環境の保全と集落のコミュニティ維持に努めること、それぞれの地域で培われた歴史、文化に配慮した市街地や集落の景観の保全、育成を図るとともに、市町村の連携により複数の行政区域にわたる広域的な景観の形成を図ることとしています。目標4、災害に強いしなやかな圏域の形成では、インフラ整備のほか、災害リスクの周知など、災害に強い市街地を目指すことや、防災、減災機能を期待できるグリ

ーンインフラの導入を積極的に検討することとしております。目標5、新たな広域交通網の形成と生活・産業・観光を支える交通体系の強化では、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の整備を見据え、リニア関連道路の整備を進めることや、一般国道153号飯田南道路などの主要幹線道路の整備を推進し、災害時の物資等輸送や交通結節点へのアクセス性の改善を図るとともに、その他の道路の整備も推進し、圏域内の利便性の向上、交通の促進に寄与する交通ネットワークの計画的な維持、強化を目指し、脱炭素型都市づくりや高齢社会に対応するため、公共交通の利用促進を図ることとしています。

圏域構造と市街地像については、圏域拠点として飯田駅周辺、長野県駅周辺を、地域拠点には松川町役場などを位置付けております。軸については、JR飯田線やリニア中央新幹線、中央自動車道や三遠南信自動車道、一般国道153号などを位置付けております。

続いて区域区分の決定の部分になります。飯田都市計画区域については、定量的な評価の結果、区域区分の必要性は低いと判断しています。松川都市計画区域につきましては、用途地域内より用途地域外の人口増加率が上回っており、さらに用途地域外の農地転用率が県平均以上であり、市街地外への宅地の拡散抑制の必要性が高いことなどから、区域区分の必要性はやや高いと判断しています。しかし、用途地域外の土地利用などにつきましては、町の条例などにより規制、誘導がされており、今後もこのような方策が継続し、急激な市街化は進展しないものと考えられることから、区域区分は行わないこととしております。また高森都市計画区域につきましても、用途地域内より用途地域外の人口増加率が上回り、さらに用途地域外の農地転用率が県平均以上であることから、定量的な評価による区域区分の必要性は高いと判断しています。しかし、用途地域外の土地利用、自然環境などにつきましては、高森町の環境保全条例や高森町土地利用の届出等に関する条例などにより規制、誘導が適切に行われており、今後もこのような方策を継続し、急激かつ無秩序な市街化は進展しないものと考えられることから、これまでと変わらず区域区分は行わないこととしております。なお、飯田市との土地利用規制の格差により高森町へのにじみ出し開発が誘発されている傾向がみられることについては、土地利用規制の格差の是正を検討してまいります。

続いて裏面の議5-7を御覧ください。主要な都市計画の決定の方針になります。1、土地利用に関する主要な土地計画の決定の方針について、区域ごとに特徴となる部分をお示ししております。飯田都市計画区域では、中信市街地は交流の場として賑わいの創出、商業の活性化などを図るとともに、飯田市版立地適正化計画である「いいだ山里街づくり推進計画」に基づき公示都市施設の集積を図ること、また、幹線道路沿道は周辺の自然環境や住環境等と調和を図りながら交通利便性を活用した都市的土地利用を継続すること、リニア中央新幹線長野県駅周辺は周辺環境と調和させ適切な土地利用を推進することとしております。また高森都市計画区域につきましては、高森町役場、市田駅周辺で、住宅整備などの定住人口の増加を図るとともに、安全、快適な歩行者空間の整備により、商店街の活性化に努めること、また、飯田市のベッドタウンとして住宅需要や土地利用格差により農地の宅地化が進んでいることから、計画的な土地利用の誘導と飯田市との土地利用規制の格差の是正を図ることとしております。松川都市計画区域につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、ページお戻りいただきまして、議の5-5を御覧ください。都市計画の策定

の経緯の概要になります。こちらにつきましても他圏域と同様に公述人の募集を行いましたが出がありませんでしたので、公聴会は中止としております。また、2月17日から計画案について2週間縦覧いたしましたが出が、意見の提出はありませんでした。また関係する飯田市、松川村、高森町からも異存ないとの回答をいただいております。今後の予定につきましては、他の圏域と同様になります。説明は以上となります。

(柳沢議長)

はい。ただ今の説明に関して、御質問、御意見ございましたら。高瀬委員。

(高瀬委員)

最後に今、経緯のところでも市町村意見の聴取回答で、ずっとこれまでも意見がないということだったのですけれども、おそらくそれぞれの市の都計審で報告とかあった時には結構意見出ていますよね。その意見というのは届いていますか？それとも市から報告される時は、もうそこで消えているのですか。

(柳沢議長)

はい、どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

市から来ている意見書については異存ないというものでいただいておりますが、例えば飯田市の場合、市の都市計画審議会を開催した際に私どもも説明にお伺いさせていただいて説明をさせていただきましたが、その時の意見というものは別紙としてこういう意見がありましたということでもいただいております。ただ、市町村によっては、都市計画審議会を開催していないところもございますので、すべてがそういうかたちかと言われるとそういうところでもないところもあります。

(高瀬委員)

例えば、意見が出てきたものに対して、言葉が足りないとか言葉が分かりづらいなということを確認して、例えばこの前の「イアンバイ南信州」というこの言葉、分かりづらいという意見が出たと思うのですけれども、それに関して、ではみんな分かるのか、みたいな、地元でこういう話が出ているのに、例えば但し書きとか、そういう反映というのは一切ないということですか。

(柳沢議長)

私が答えるのも変ですが、普通こういうもののやり方は、説明をして、もちろん意見があったら意見に対して行政当局が検討し、場合によって修正することもあると。そういう修正ないし検討を含めて県に対して意見なし、という返事でよろしいか、と聞くんですよ。それでいいとなって返事があると。ですから、言うことは言うけどこの内容でいいよ、と。そういうふうになっているということだと思います。

(高瀬委員)

そういうことなのでしょうけれども、そうすると、何かこの文言が果たして、確かに、地元の人が「何これ」みたいなこと聞いてきた時に、このまま何の但し書きもなくするか。別にいいんですけどね。県に対して出ていけば。

(高瀬委員)

イアンバイってどういう言葉なんですか。イアンバイ、意味が分からない。

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

すみません、基本理念のところに掲げている、イアンバイという言葉の部分のお話かと思えます。イアンバイ南信州。高瀬委員に御指摘いただいたとおり、市の都市計画審議会でも、イアンバイってこれはなんだい、ということでお問い合わせをいただきました。その時私からお答えした内容は、基本的にはこの理念については、今の圏域マスタープランの内容を踏襲させていただいていることをまずお伝えした上で、南信州の方言になります。いい塩梅というのに掛けて、イアンバイ南信州というかたちの記載になっておりますので、分かりづらい部分があると。

(柳沢議長)

さっきの「らしさ」の説明みたいのはないの。イアンバイとは。

(高瀬委員)

それがなぜ載せないのかなという。もちろん知ってて聞いていますけれども。

(柳沢議長)

説明があるなら説明してください。イアンバイってどういういい塩梅なのか。高倉課長。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉参事兼課長)

はい。ちょっと今調べさせますが、この圏域マスタープランが平成16年5月にこの区域マスタープランを法律で定めなくてはいけないといった時に、長野県の都市計画区域というのは市町村ごとに細かく分かれていますので、そうすると県としての役割というのはもうちょっと広い意味合いで圏域マスタープランを作った方がいいということで、ビジョンと圏域マスタープランをつくりました時に、飯伊地域は飯伊地域で地域懇談会というかたちで一般の方も含めていろいろ御意見をいただいて目標を定めてきたということでございます。それが、「イアンバイ」になったかどうかの経緯をちょっと調べさせますけれども、要はそれをあえて今回変えるものではないということで、踏襲させていただいてございます。いずれにしても平成16年から継続してこの目標の方針で決めさせていただいているという、説明にはなっておりませんが、経緯の説明でございます。

(柳沢議長)

その「イアンバイ」というのは、こういうニュアンスだとか意味だとか、説明は何もな

いの。あるの。

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

計画書の中では記載はしていません。

(柳沢議長)

いや中ではなくて、外側で、一般的にはこうしているというのはある。

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

確認いたします。後ほど。

(柳沢議長)

はい。では後ほど。ほかに御発言ありませんか。ではこちらから。池森さん。

(池森委員)

すみません、ちょっと教えてもらいたいというか、今回ビジョンがあってマスタープランで、このマスタープランの中では区域区分の決定の部分というのは結構大きい役割を持っていると思うのですが、今回この高森町のところで高いというのが初めて出てきて、全体を通して見る中でも、やや高い、という言葉はいくつかあったのですが、高い、というのは今回このみかな、というところの中で、まず一つは、このマスタープランで決定されると、その期間はこの区域区分の設定ができなくなってしまうのかというのが一つとですね、それを教えてもらいたいのと、あと、やや高いって今までもあったのですけれども、その中で条例があるのでこれは区域区分を行わないんだよ、と言っているのですけれども、そこってちょっと重要だと思うので、どうして行わなくていいとしたか、というところの理由を、特にここの、全部は大変だと思うので、ここの高いというところに関して説明をもう一度いただきたいというのが一つと。あと、調整区域に例えば建築物を建てようとする、とても規制が高いと思っているのですが、それと条例を比較してみて、であっても、区域区分を行わない方がベターだということになっているのか、そのへんの、条例の強さがたぶん各市町村で違うと思うのですけれども、そのへんの濃さというか、どうしていらなくなったかという理由がそれぞれあると思うので、そのへんの説明をいただきたいと思います。

(柳沢議長)

はい。どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

区域区分の関係につきまして御質問をいただきました。今回マスタープランの中で、区域区分の有無の決定を決めておりますので、マスタープランの変更があるまでは、この状態のかたちが継続されるものになります。それと、高森町の関係につきましては、今回、定量的な指標の中では高いというかたちをとっております。ただ、計画書の中の8ページ、

地域特性を考慮した区域区分の検討において、高森町の状況について精査をしております。例えば、農業振興地域の整備に関する法律、これは各圏域共通しておりますが、さらに高森町の条例の部分でいきますと、環境保全条例あるいは土地利用の届出に関する条例、また景観条例、そういった土地利用、自然環境、景観についての条例を独自に高森町では多く設けております。そういったことから、今回、ほかの区域とはまた違うかたちで、町の方で土地利用の規制など強化しているという部分で判断をいたしましたものでございます。

(柳沢議長)

よろしいかな。最初の質問は答えたのかな。このマスタープランに書かれると、この計画期間中は、線引きは不可、それはそういうものだ、という答えね。はい。それで、後半。では高倉課長どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉参事兼課長)

すみません、度々。実はこの区域区分、先ほど大上委員からも聞かれた時に申し上げましたが、区域区分をするかしないか、ということをごここで決めないといけないんですね。するとしたら、その場で市街化区域と調整区域を決めておかなければいけないというものがあります。実は都市計画ビジョンの方にも書いてございますが、区域区分をする場合は、やはり調整区域内の住民の皆様の理解というのは簡単に得られないということがあります。いわゆる開発がかなり規制されるということがございまして、また、した場合に順々に隣接するところに市街化圧力がかかっていくという、いわゆる変なふうな状況があるということで、マスタープランがするかしないかを決めた時には、どこかというのを決めないといけないので、今の時点では市街化区域と調整区域を現時点で決められないので、ただし高森町で、先ほどほかに比べて書きましたのは、飯田の都市計画区域はかなり土地利用の規制が厳しいと。その部分のにじみ出しが高森に出ていると。だから高森町に今の条例で是正できない部分はありますから、もう一步、踏み込んで地区計画とか、開発許可制度とか、もうちょっと強化していただくということは検討するというごこと書かせていただいております。ほかのところのやや高いところについては、それなりに個別の要綱とか条例とかございましたり、また都市計画の制度も活用する中で、十分そのへんの是正は可能だと判断してございます。

(柳沢議長)

どうぞ。

(池森委員)

ありがとうございます。今、しみ出てくる、という表現の中で、今回、都市計画区域内だけの話をしているのですけれども、確かに調整区域にするとそのほかの都市計画区域外のところに、なんというか、無用なというか、住宅地が広がってくるという現象が長野でもあると思うのですけれども。今回、なんであえて規制をかけない、というのも一つ答えとしてあるな、というふうには理解しました。その上で、というか、今回どこを見てもコンパクトシティという言葉が掲げられていると思うのですけれども、今回のマスタープラ

ンではこの都市計画区域内のところしか規定できていませんが、その上のビジョンの中で県全体、要するに都市計画区域外のところも、たぶんしみ出ている部分が見えないところで結構あるのではないかと、ということで、そこは長野県全体で考えるととても大事、軽井沢とかそのへんも含めてですけれども。になってくるので、そのへんの網掛けというか、都市計画を根本からきちんと考える、というところはどこでできているのか、それをしないことには、各、個々でやっても、県でやる意味というのが出てくるのか来ないのか、というところに疑問なんです。

(柳沢議長)

大変本質的な御指摘だと思います。高倉課長。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉参事兼課長)

はい。お話のとおりでして、長野県は今回都市計画ビジョンでこういうふうに定めさせていただいていますが、区域外にまだまだ拡大、いわゆる別荘とかいろんな開発の可能性がございます。私どもはそういうところの圧力がかかりそうなところについてはいつも注視していて、必要であれば都市計画区域の拡大をして都市計画制度が活用できるようにということで、ビジョンにも書いてありまして、例えば松本のところで行きますと、山形村とか朝日村の関係もございまして。ただ、規制をすると、やはり住民の方のいろいろな御意見もいただくので、その中で、どのような土地利用制度があるか、ということもあわせて考えてございます。ですので、今回の圏域マスタープランにつきましては、都市計画の目標の中で大きくとらえて、今できることの10年を書かせていただいている部分は後半にございます。委員のおっしゃられるとおりで、そのへんについては引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。

(柳沢議長)

私の個人的な経験の話で申し訳ないのですが、長野県の安曇野市という、今回このマスタープランの対象外ですが、安曇野市というのは都市計画区域外も含めて市の条例で土地利用の規制をしているのですね。それはいわゆる線引き制度のような白か黒かという非常に乱暴な制限ではなくて、それぞれの集落の状況も見ながらやわらかく着地をするというようなことを、相当丁寧に決めている。そういう条例で、現場の能力が相当ないとできないという問題は抱えています。ああいうやり方をむしろこれからは推奨する、というような県のスタンスでもあると思うのですね。安曇野はそれをやっているのだから線引きを外したのですね。何年か前に。線引きは劇薬で乱暴なんです。それを、もうちょっと丁寧なコントロール手法に切り替えていくと。だから、必要なだけ乱暴な制度はちょっと無理だね、というのがここに書いてあるニュアンスなんです。はい。では宮入さん、どうぞ。

(宮入委員)

宮入です。私もちょうど高森都市計画区域のことを質問しようと思っていたので、だいぶ今のやり取りで理解できました。一点だけ確認させていただきたいのですが、8ページ

のところの高森町のところの記述の中で、そういった条例、決まりがあって、ただしこういうにじみ出しの開発の誘発されている傾向、と記載されているのですが、その後に書かれているのが、今後の開発を抑制するために飯田市との土地利用規制の格差の是正を図ることを検討していくというような結びになっているのですが、A3の方の議の5-6の高森都市計画区域の一番最後の方は、今後は是正に向けた土地利用規制の検討を行うこととしている、と書いてありまして、土地利用規制を検討する、というふうな要約でよろしいのでしょうか。本文にちょっと土地利用規制の検討というふうに書いてある部分が見当たらなかったものですから、見落としかもしれませんが、教えていただければと思います。

(柳沢議長)

本文と要約でちょっとずれて、要約の方がきつく書いてあるということですか。どうでしょうか。はい、どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

今、計画書の8ページの高森都市計画区域の部分での是正のところの記載と概要版の記載の不整合があるのではないかという御意見だと思います。今、高森都市計画区域、8ページのところの下から2つ目の段落の下段のところ、今の部分の記載を載せておりまして、「飯田市との土地利用規制の格差により、高森町へのにじみ出し開発が誘発されている傾向がみられることから、開発を抑制するため、飯田市との土地利用規制の格差の是正を図ることを検討していく」、という記載をさせていただいております。ですので、概要版の要約の仕方がまちがっていたといいますか、内容は記載書のとおりになります。

(宮入委員)

8ページの本文ということで理解しておけばよろしいですね。経過の中で、もし要約されているような規制の検討ということがあって、逆に本文から漏れていけばいけないかなと思ったのですけれども、逆という意味であれば理解できました。やはり、会長おっしゃるようにちょっと強い部分が出ていたかなと感じがしましたので。会長にフォローいただきました。よろしく願いいたします。

(柳沢議長)

ありがとうございました。ほかに御指摘ありませんか。大上委員。

(大上委員)

先ほどの高瀬委員の御指摘の、理念の「イアンバイ」の文言なんですけれども、このイアンバイという文言を入れることがこの飯伊圏域の特色を表しています、ということだと思うのです。ですから、この「イアンバイ」の文言の説明をどこかに入れておいた方がいいのではないかと思います。10人見れば10人近くの人が、この「イアンバイ」っていったい何なの、と感じるのではないかと思います。それはほかのところで書いてあるからいいんです、という姿勢なのか、それであってもこの計画書の中に注釈か何かで「イアンバイ」の、入れた方がいいのではないかと気がしますが、いかがでしょ

うか。

(柳沢議長)

さっきの、「らしさ」のように注のかたちで入れればいいのではないの。いい塩梅って言い直しても、やっぱりいい塩梅ってどういうことだ、ということがやっぱりあるからね。はい、どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

今、御指摘いただいた内容については、参考の部分で、説明する内容について軽微な修正として追記をしたいと思います。

(柳沢議長)

その内容については、はっきりしたものを後で報告してください。

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

はい。

(柳沢議長)

よろしいですか。それで。それでは次の6に行きたいと思いますが、先ほど休憩時間に申し上げましたが、ちょっと説明は読めば分かるところはできるだけ簡略にして、今のよう
に御意見をできるだけ出しやすいようにしてください。時間がだんだんなくなってきたから。

議第6号 木曾圏域（木曾福島・上松都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

はい。それでは議第6号、木曾圏域（木曾福島・上松都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、でございます。ページ議6-4、変更理由書の3、木曾圏域マスタープランの概要を御覧ください。木曾圏域につきましては、森林に囲まれた豊かな自然環境の下、旧中山道宿場町として発展した宿場町独自の歴史的、文化的な資源が残されているほか、温泉や別荘地など滞在型の施設も多く点在しているため、豊かな森林や歴史文化資源を守りつつ、生活に必要な基盤施設整備を推進する必要があります。このようなことから、今回、圏域単位として方針を変更するものでございます。

続いて議6-6、資料6-1、A3判の概要版を御覧ください。都市づくりの基本理念につきましては記載のとおり、「水・緑・人、うるおい、やすらぎ、にぎわいを演出するみどりの交流・創造フィールド～活力あふれる源流域の郷づくり～」としております。この基本理念のもとに、5つの目標を掲げています。目標1では、木曾福島駅や上松駅を中心に、圏域の中心的な役割を担う都市機能が集積しており、その機能の維持、充実を図ることとしております。また、圏域の人口は県全体に比べて高い水準で少子高齢化が進む見込みで

あり、持続可能なまちづくりの実現に向け、それぞれの拠点の都市機能を維持、充実を図るとともに、圏域外との交通アクセスの利便性の向上、拠点とその周辺地域を結ぶ公共交通及び道路ネットワークを維持、強化することとしております。目標2では、森林や林業、木工関係教育機関等の集積をいかして、人材の育成と定着、林業振興等を行い、これらと連携して工場の操業や物流を支える基盤施設の維持、充実を図るとともに、圏域内の雇用を確保するための産業の育成に向けて必要となる都市機能の誘導を図ることとしております。

(柳沢議長)

読めば分かるところは、飛ばしてください。

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

目標3につきましては、記載のところで、急峻な山林地帯ですとか、木曾川等の豊かな自然環境について生物多様性、土砂災害防止等の多面的機能の保全を図ること、などを記載しております。また、目標4、災害に強いしなやかな圏域の形成では、木曾川等の沿線地域における洪水等の災害のおそれがあるため、インフラ整備のほか、流域治水プロジェクト、また長野県流域治水推進計画などの推進で、災害に強い市街地を目指すこととしております。また、グリーンインフラの導入についても積極的に検討することとしております。目標5では、生活路線ですとか、災害時の迂回路等多くの機能を持つ木曾川右岸道路、あるいはリニア中央新幹線の開通を見据えた一般国道361号伊那木曾連絡道路、姥神峠道路の整備を推進していくとともに、記載のとおり、公共交通、地域公共バスなどの広域運航化や利便性の向上を推進することとしております。

圏域構造と市街地像については、都市拠点としては木曾福島駅周辺、地域拠点として上松駅周辺を位置付けております。また、軸につきましては、JR中央本線や伊那木曾連絡道路、一般国道19号などを記載のとおり位置付けております。

続いて区域区分の決定の部分になります。木曾福島都市計画区域、上松都市計画区域、こちらについては2区域共通する内容となっており、定量的な評価の結果、区域区分の必要性は低いと判断しています。

続いて資料A3の裏面、議6-7を御覧ください。主要な都市計画の決定の方針ですが、1の土地利用に関する主要な土地計画の決定の方針ですが、こちらにつきましても両区域共通しております。過去の大火から防災上の観点を踏まえ、都市施設の整備や木造老朽住宅をはじめとする建築物等の耐震化、不燃化等を進めることとしております。また、森林や河川等の自然資源については、良好な景観を生み出しており、生物にとっても貴重な自然資源であることから、生物多様性に配慮した自然環境の保全を行うこととしております。その他につきましては記載のとおりでございます。

それでは資料A3の前のページ、議6-5を御覧ください。都市計画の策定の経緯の概要になります。こちらの圏域につきましても公述の募集をいたしました但し申し出がありませんでしたので、公聴会は中止としております。また、2月17日から2週間計画案について縦覧いたしました但し、意見の提出はございませんでした。また関係する木曾町、上松町からも異存なしとの回答をいただいております。説明は以上になります。

(柳沢議長)

はい。御質問、御意見。高瀬委員。

(高瀬委員)

圏域構造図なんですけれども、ここのところでちょうど上のところで、松本圏域になっていますけれども、これ上伊那圏域もあわせておいておくか、ちょっとこれ拡大し過ぎて、ほんの少し拡大を変えれば、松本圏域の先のところでちょうど上伊那地域との分岐、国道361の方に行く分岐ができるから。これ、ちょっと上伊那圏域を入れた方がいいのではないか。逆に上伊那圏域の方だと、同じ国道361のところは飛騨・木曾方面地域、というふうがあるので、その対応するのがない、というのは。たぶんおそらく、この、一番最初に作った図の計画が平成16ですかね。たぶん権兵衛トンネルはその後だと思うのですが、そのままになっているのではないかと思うのですけれどもね。

(柳沢議長)

はい、どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

高瀬委員の御指摘のとおり、軸の中では伊那木曾連絡道路というかたちで記載をして位置付けておりますので、本来であれば圏域構造図の中にも落とししていかなければいけない部分でした。圏域構造図については附図となっておりますので、軽微な修正として追記するようにしたいと思います。

(柳沢議長)

はい、どうぞ。酒井委員。

(酒井委員)

すみません、高瀬委員のとそっくり同じです。目標5にはっきり361と書いてあるのに図でまったく分からないという、松本圏域に向かう側と。あとこの図で361だと木曾から右上に伸びる矢印しかないように見えてしまうので、先ほどの、上伊那圏域のものと同じ扱いでつないであげた方がよいのでは、と私も思いました。

(柳沢議長)

ほかに御発言ありませんか。それでは次に行きましょう。議第7。

議第7号 大北圏域（大町・池田・白馬都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

はい。続きまして議第7号、大北圏域（大町・池田・白馬都市計画）都市計画区域の整

備、開発及び保全の方針の変更について、でございます。それではページ議 7-4、変更理由書の 3、大北圏域マスタープランの概要を御覧ください。大北圏域につきましては、雄大な北アルプスや四季を映す仁科三湖、安曇野田園風景など、自然環境にはぐくまれた圏域となっております。また古くからは塩の道などによる経済、文化等の交流の下で発展してきており、観光産業ですとか農業、工業を主要な産業とし、特に観光産業においては国内有数の観光地として国内外から多くの観光客が訪れています。今後のまちづくりにおきましては、大北圏域の優れた景観を広域的な観点から保全、育成、これらの魅力を生かしながら四季を通じて多くの観光客が訪れる観光地域づくりが求められているほか、圏域外との結びつきも強いことから、圏域内外を結ぶ交通ネットワークの維持、強化が必要となっております。このような状況から、今回、圏域単位として方針を変更するものでございます。

続いてページ番号、議 7-6、A3 判の資料 7-1、概要版を御覧ください。都市づくりの基本理念につきましては、地域の風土を活かし、人を育て、知恵と工夫で次世代に贈るまちづくり、北アルプス以下は記載のとおり、それを基本理念としております。この基本理念のもとに、4つの目標を掲げています。目標の1では、交通アクセスの利便性を維持しながら、各拠点の都市機能の維持・充実を図るとともに、公共交通や道路交通のネットワークを維持、強化すること、また住民参加型のまちづくりにより空き家・空き店舗や低未利用地の有効活用をしながら、市街地活性化を推進するとともに、「歩いて暮らせる」コンパクトな市街地形成を目指すこととしております。目標2では、四季を通じて多くの観光客が訪れる観光地を目指し、またサイクルツーリズムの推進に向けて、自転車に配慮した道路環境の整備を推進すること、また複数の行政区域にわたる広域的な景観の育成のため、市町村間の連携のもとに広域的で調和のとれた景観の育成に取り組むこととしております。目標3では、災害のおそれがあることから、インフラ整備のほか、流域治水プロジェクトの推進などにより強い市街地を目指すこと、また、神代断層地震など過去の自然災害を教訓にし、災害時あるいは災害後の復興等の回復力を高めるとともに、グリーンインフラの導入を積極的に検討することとしております。また目標の4では、新潟方面や長野方面、松本方面など圏域内外の広域交通を担う道路ネットワークについて、既存の道路の機能維持ですとか改善を図るとともに、災害時の物資等輸送など、必要な路線について着実に整備を進めていく旨を記載しております。

また、圏域構造と市街地像につきましては、都市拠点として信濃大町駅周辺、白馬駅周辺、また地域拠点には池田町役場周辺などを位置付けております。また、軸につきましては、JR 大糸線や松本糸魚川連絡道路、一般国道の 147 号や 148 号などを位置付けているところでございます。

続いて区域区分の決定の部分になります。下段、御覧ください。大町都市計画区域については、定量的な指標の結果、区域区分の必要性は低いと判断しております。また池田都市計画区域については、行政区域人口が減少しており、市街地が拡大していく可能性は低いものの、池田、松川、ともに用途地域未指定の区域であり、まとまった集落が存在していることから、計画的な市街地形成の必要性が高く、区域区分の必要性はやや高いと判断しております。しかし、池田町、松川村、それぞれ土地利用調整基本計画により、計画的な土地利用を誘導しているほか、今後もこのような方策を継続することで急激かつ無秩序

な市街化は進展しないものと考えられることから、これまでと同様に区域区分は行わないこととしています。また白馬都市計画区域については、行政区域人口が減少しており、市街地が拡大していく可能性が低いものの、用途地域未指定の区域であり、まとまった集落が存在していることから、定量的な評価による区域区分の必要性はやや高いと判断しております。しかし、立地適正化計画により計画的な立地誘導を推進するとともに、白馬村開発行為の調整等に関する条例など、良好な田園景観を保ち、またスキー場や別荘地など自然環境と調和を図った土地利用、景観育成に努めていくことから、これまでと同様、区域区分は行わないこととしております

それでは、A3 資料の裏面、議 7-7 を御覧ください。主要な都市計画の決定の方針になります。大町都市計画区域については、常盤地区の一般国道 147 号周辺などに残されている農地において、各地域の立地条件、今後の開発の見通しなどを踏まえて地区計画またはそれに準ずる手法により、計画的土地利用の精緻を図ることとしております。また池田都市計画区域につきましても、まとまりのある優良農地を保全するゾーンと都市的な土地利用の集約を図るゾーンを分け、その実現を担保するため都市計画制度や実施条例などにより計画的な土地利用の実現を図ることとしております。白馬都市計画区域につきましては、別荘地などにおいて近年は海外資本による開発が増加傾向にあるため、必要に応じて良好な環境を保全する都市計画制度のさらなる導入などにより、良好な自然環境の保全を図ることとしております。

それでは資料お戻りいただきまして、A3 資料の前のページ、議 7-5 を御覧ください。都市計画の策定の経緯の概要になります。こちらにつきましても公述人の募集をいたしました但公述の申し出がありませんでしたので、公聴会は中止といたしました。また、関係する大町市、池田町、松川村、白馬村からも異存なしとの回答をいただいております。2 月 17 日から 2 週間計画案について縦覧し意見募集を行った結果、1 件の意見書の提出がありましたので意見の要旨と意見に対する見解について説明をさせていただきます。資料につきましては A3 判の資料の次のページ、議 7-8 を御覧ください。意見書の提出者は関係市町村の住民からになり、要旨区分はその他となります。意見の要旨として、都市づくりの基本理念や目標に掲げる北アルプスにはぐくまれた自然環境や田園風景の保存に共感するものの、圏域内に計画されている地域高規格道路松本糸魚川連絡道路については、都市づくりの基本理念である地域の風土を壊すこと、都市づくりの目標である北アルプスにはぐくまれた田園風景を大きく損ねることから、都市づくりの目標に沿ったルート案の検討と、市民の意見に歩み寄りを求める意見となっております。意見に対する見解ですが、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路は現段階で具体的な道路の位置は確定していませんが、今回の都市計画区域マスタープランの変更案において都市計画の目標に圏域構造を構成する広域交流軸として位置付けております。道路の位置や構想の検討においては、都市計画の目標に沿って高い走行性と安全性を確保する観点から直線的な道路線形を基本としつつ、環境や景観にも配慮の上、土地利用や他の都市施設などの計画と整合が図られた道路となるものと考えております。以上が意見に対する見解となります。説明は以上となります。

(柳沢議長)

はい。御質問、御意見、お願いいたします。

最後のこの意見書の、松本糸魚川連絡道路というのは、この計画書の中にはどんなかたちで出てきているのでしょうか。まだ出てきていない。

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

はい。計画書の4ページのところに、圏域構造と地域ごとの市街地像において、圏域外と圏域内を結ぶ広域の交通を担う広域交流軸として高規格道路の松本糸魚川連絡道路というかたちで位置付けをさせていただいております。

(柳沢議長)

名称は出ていて、位置的には表示はないの。まだ。

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

はい。位置等についてはまだ決まっておりませんので、6ページの図の中でも特段松本糸魚川連絡道路というかたちでの記載はございません。ただ広域交流軸ということで、太い紫の線で現在の国道147号、148号付近、イメージということで、矢印で上下に書かせていただいておりますが、紫の部分で新潟方面と松本圏域を結ぶ広域交流軸というかたちで位置付けをさせていただいております。

(柳沢議長)

ではこの意見書がマスタープランに対する明確な反対意見なのか、要するにまだルートが決まっていないものに対して将来のことについて希望を述べたという位置付けなのか、そこはちょっとはっきりした方がいいと思うのだけれど。

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

はい。今会長がお話いただいたとおり、まだ位置が決まっておりませんので、将来の位置の検討においては、このマスタープランに沿ったかたちで検討されたい、というそういった意見になります。

(柳沢議長)

将来の決定においては十分に注意してほしいと、そういうことだね。どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

基本的にはまだルートが確定していないかたちになりますので、位置とすれば示していないというかたちになります。

(柳沢議長)

だから、この意見は将来作る際のルートはこういうふうに配慮してください、という要望として、反対意見とはいえないという整理だということですね。

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

はい。そういう整理をしております。

(柳沢議長)

そういうことです。では、ほかに御発言ありませんか。はい。堀内委員。

(堀内委員)

質問なんですけれども、先ほど説明していただいた木曾と、この大北圏域のところについては空き家の利用というか、市街地の空き家に人を入れていくというような計画になっていたと理解しているのですが、ほかの地域ではなかったのではないかなと考えているんですけれども、空き家の問題とか空き家が増えているというのは、全県的な問題かなと思っているので、特にここで出てきたというのは、特にこの地域が都市部で空き家が増えていて、周りに人が散ってしまっている、そういう特色のある地域、と理解してよろしいのでしょうか。

(柳沢議長)

はい。どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

御指摘のとおり、空き家等につきましては全県共通の課題かとは思いますが。ただ、先ほどお話をいただいた木曾ですとかこの大北につきましても、中心市街地にそういったものが目立っている状況がございまして、また新たな取り組みなどもすでに行われている圏域になりますので、特徴のある部分ということで記載をさせていただいております。

(柳沢議長)

よろしいですか。はい。ほかに御発言ございませんか。それでは最後の議案の8をお願いします。

議第8号 北信圏域（中野・山ノ内・飯山・野沢温泉都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

それでは続きまして議第8号、北信圏域（中野・山ノ内・飯山・野沢温泉都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について説明をさせていただきます。まず、はじめに、ページ議8-4、変更理由書の3、北信圏域マスタープランの概要をお願いいたします。北信圏域につきましては、平成27年の北陸新幹線飯山駅開業により首都圏、北陸方面からのアクセスが向上しており、令和5年度末に予定されている敦賀への延伸によりビジネスなど県外との交流人口のさらなる拡大が期待されております。また、今後のまちづくりにおきましては、本圏域を含む信越9市町村の連携による観光エリア「信越自然郷」間での回遊性向上が求められているなど、圏域内や隣接する圏域との広域的な連携が不可欠となっているほか、長野圏域との結びつきも強いことから、圏域内外を結ぶ広域交

通ネットワークの維持、向上が求められています。このようなことから、北信圏域の今後あるべき都市の姿に対して、圏域単位として方針を変更するものでございます。

続きましてページ番号の議 8-6、A3 判資料 8-1 を御覧ください。都市づくりの基本理念につきましては、「ふるさとの自然の恵み（緑・雪・温泉）を地域活力につなげる北信圏域」としております。この基本理念のもとに、4つの目標を掲げております。目標の1では、隣接する長野圏域との交通アクセスの利便性を維持しながら、各拠点の都市機能を維持、充実するとともに、拠点間あるいはその周辺地域の間を結ぶ公共交通や道路ネットワークを維持、強化して、「歩いて暮らせる」環境の実現により、まちなか居住を促進し、コンパクトな市街地を形成することとしております。また、既存ストックや低未利用地の有効活用をしながら、無秩序な市街地の拡大を制限することとしております。また、目標2では、豊かな森林や河川等の自然環境や、優良農地を保全するとともに、田園地帯における集落地では、コミュニティ維持を図ること、また自然を生かした観光地については、資源の保全、観光交流の機能の維持、強化を図ることや、歴史、文化に配慮した市街地や集落の景観の保全、形成を図り、広域的に調和のとれた景観の育成に取り組むこととしております。目標3では、既成市街地やまとまった集落において、インフラの整備のほか、流域治水プロジェクトなどにより、災害に強い市街地を目指すこと、またグリーンインフラの導入を積極的に検討することとしております。目標の4では、既存道路の機能の維持、改善を図るとともに、災害時の物資等輸送、観光周遊、交通結節点へのアクセス性の改善等の観点から必要な路線の着実な整備を進めていくこと、また圏域内の拠点間をつなぐ道路ネットワークの維持、強化、また二次交通の充実や二次交通等の観光交通ネットワークの充実を含めた公共交通、自転車等による交通ネットワークを形成することとしております。

続きまして、圏域構造と市街地像につきましては、中央の圏域構造図に示したとおりでございまして、圏域拠点として信州中野駅周辺、都市拠点には湯田中駅周辺、飯山駅周辺、地域拠点には野沢温泉村役場周辺を位置付けております。軸につきましては、北陸新幹線やJR飯山線、長野電鉄長野線や上信越自動車道、一般国道の18号などを位置付けております。

続きまして区域区分の決定の部分になります。区域区分の中野都市計画区域につきましては、定量的な評価の結果、必要性は低いと判断しております。また山之内都市計画区域につきましても、定量的な評価の結果、区域区分の必要性は低いと判断しております。同じく飯山都市計画区域についても定量的な評価により区域区分の必要性は低いと判断しております。一方、野沢温泉都市計画区域につきましては、人口増加率が減少傾向にあり、産業従業員数の伸び率も県平均を下回っており、市街地が拡大していく可能性は低いものの、用途地域未指定で都市計画区域内にまとまった集落が存在していることから、市街地形成の必要性が高く、定量的な評価による区域区分の必要性はやや高いと判断しております。しかし、土地利用、自然環境、景観については、野沢温泉村宅地開発及び中高層建築物の建築に関する条例などにより、規制、誘導がされており、今後もこのような方策を継続し急激な市街化は進展しないものと考えられることから、区域区分についてはこれまでと同様行わないこととしております。

裏面の議 8-7 を御覧ください。主要な都市計画の決定の方針の中の、1土地利用に関す

る主要な都市計画の関係でございます。中野都市計画区域については、信州中野駅周辺について、地域の個性や資源をいかしたまちづくりを展開して歴史・文化に配慮した一体的な整備を推進すること、などを位置付けております。また、山之内都市計画区域についても、湯田中駅周辺について拠点の特性に応じた商業業務機能の集積を図ることとしております。また、飯山都市計画区域については、北陸新幹線飯山駅周辺について、日常的な利便性を有し観光客が訪れる商業地として、地域の特性に応じた商業業務機能の集積を図るとともに、良好な居住環境の保全を図り生活利便性をいかした居住誘導を図ることとしております。また、野沢温泉都市計画区域については、「スキーと温泉」を柱とする観光地である野沢温泉村の最も中心的な商業機能及び交流機能を担う拠点として魅力的な市街地形成を図ることとしております。

それでは資料お戻りいただきまして、A3判の資料の前、議8-5を御覧ください。都市計画の策定の経緯の概要になります。こちらにつきましても他圏域と同様、公述の募集を行いました但し申し出がございませんでしたので、公聴会は中止としております。また、2月17日から2週間、計画案を縦覧いたしました但し、意見の提出はございませんでした。関係する中野市、飯山市、山之内町、野沢温泉村からも異存なしとの回答をいただいております。説明は以上となります。

(柳沢議長)

はい。ただ今の説明に関しまして、御質問、御意見ありましたらどうぞ。

よろしいですか。それでは全体を通じて何か言い残したこととか気づいたこと。はい、田中委員。

(田中委員)

説明ありがとうございました。今日説明いただいた8圏域プラス2圏域をつなぎ合わせた時に、広域軸というのは、全部県内はつながっているという理解でよろしいでしょうか。

(柳沢議長)

はい、どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

今、委員御指摘のとおり、各圏域を横並びといいますか、つなぎ合わせた時にはそういった軸がつながるような構成としております。

(柳沢議長)

ほかには。はい、高瀬委員。

(高瀬委員)

大北圏域、最近北アルプス圏域というふうに使われていますよね。これはどういう扱いになっていくのですか。こういう、変更、変更、変更だと、そのまま大北ですとっていくのか。でも結構いろんなところでは全部北アルプス地域とか北アルプス圏域とか、という扱

いをしているのですが。これは一番上位の計画が変わらない限りは、これは変えられない、と。だからそれで次回かそれくらいの見直しには変わる、ということですか。

(柳沢議長)

はい、どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

高瀬委員御指摘のとおり、上位計画であるビジョンで、そういった今位置付けをしておりますので、今回の変更についてはそれを踏襲させていただきました。次回、ビジョン等の変更がある場合は、今の北アルプスですとか、南信州、そういったような圏域名が使われるようなかたちになるかと思っております。

(柳沢議長)

それは総合計画かなんかでそういう名称を使っているのですか。そうではない？どういところで使われているのですか。

(高瀬委員)

振興局の名前でさえも。

(柳沢議長)

振興局の名前。

(高瀬委員)

名前も全部変わっていますし、今のコロナの圏域ごとの人数を出すのも全部北アルプス圏域で出ているはずなので。でも上位計画が変わらないと仕方がないのだろうなどは思いますけれども。

(柳沢議長)

ほかには。はい。宮入委員。

(宮入委員)

宮入です。度々恐れ入ります。全体を通して見ると、公述人がなくて公聴会が取りやめとか、意見書も2カ所ではあったかなと思うのですけれども、全般的にこの計画を今縦覧といいますか公告をして、反応というのでしょうか、皆さんの関心の具合はどうだったかなというのが気がかりだったので、もしそういう情報があれば教えていただければと思います。と申しますのも、今回、これ法定になるということでもありますので、要望になると思うのですけれども、是非、A3の図面みたいな、とてもよく分かりやすくできているかなと思いましたので、今後も法定になることをきっかけにしながら、是非いろんな皆さんに関心を持っていただけるとありがたいなと感じました。そのスタートとして、出された意見がどの程度の反響があったのかな、ということが関心にありましたので、お願いしま

す。

(柳沢議長)

はい。どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

今、宮入委員に御指摘いただきましたが、計画案、公聴会にあたっての閲覧ですとか今回の法定の縦覧の際は、市町村の広報紙ですとか、そういったところで周知をさせていただいて、アナウンスをさせていただきました。ただ、縦覧に来られた方というのは少ないという状況は現実としてありましたが、ホームページ等でも確認できるようなかたちにはさせていただきましたので、これからも引き続きそういった周知の方法等については検討させていただいて、皆さんが御覧いただけるようなかたちを検討していきたいと思えます。

(柳沢議長)

ほかには御発言ありませんか。柳町委員。

(柳町委員)

柳町です。北信圏域のところでお伺いすればよかったですけれども、議の8-6、目標の2のところ、信越自然郷の豊かな田園の環境の保全、活用というのがありまして、信越という信州だけではなくて越後も含むかと思うのですけれども、観光については連携しているというような説明がありました。自然環境は、つながっているわけですから北信地域だけ独自にというわけではなくて、信越として、自然環境を保全するという意味においては他の県ともつながっているかと思われるわけです。これは長野県の話が議論されているわけですから、他の県まで連携するのはどうかと思うのですが、何かその目標の4つ目のところですね。広域に調和のとれた景観の育成、それから自然環境の保全、この点については他の県であっても、わざわざ信越自然郷と書いてありますので、そのへんについてはなんらかの市町村の取り組みとか、そういったものは、もうすでに、なされているのでしょうか。今回のお話とは若干ずれるかと思うのですが、もしありましたらお教えいただけないでしょうか。

(柳沢議長)

市町村より県かもしれませんね。どうですか。はい、どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

今、信越自然郷ということで広域観光エリアの部分での集合体といいますか、信州と新潟を含めた信越の9市町村で連携をしているかたちになります。この北信圏域につきましても、圏域を越えて、県境も越えて、そういった広域の連携をしております、グリーンシーズンですとか観光誘客の関係でも連携しているという部分で結びつきが深いところになります。こういったところで自然環境の保全ですとか活用、そういったものについては圏域、県境を越えた連携という部分で今回北信の圏域の中では位置付けをさせていただい

たところでございます。

(柳沢議長)

現実の政策でも連携しているという意味ね。

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

はい。現在も連携をさせていただいております。

(柳沢議長)

よろしいですか。

(柳町委員)

はい。

(柳沢議長)

共田委員。いいですか。はい。

よろしければ個々の議案ごとに決を採るというかたちになります。議案の3号というのは一応反対意見があったという認識でいいのかな。ではそれ以外は簡易採決ということにさせていただきたいと思いますがよろしいですね。

【採決】

(柳沢議長)

では議案の1、佐久圏域の都市計画マスタープランについて、議案のとおり異議なしということによろしゅうございますか。

(出席者一同)

「はい」という声あり。

(柳沢議長)

はい。では、これについては異議なしということで。議案の2、上小圏域の都市計画区域マスタープランについて、議案のとおりによろしゅうございますか。

(出席者一同)

「はい」という声あり。

(柳沢議長)

はい。では、これも異議なしということで。議案の3については意見書が、内容について不十分だという指摘がありましたので、これは一応無記名投票というかたちで採決をさせていただきます。では皆さんに配ってください。賛成の方は○、反対の方は×、という

ことで、投票箱が回りますので、よろしくお願いします。

(議第3号 採決)

(柳沢議長)

では投票結果を発表いたします。投票総数14票、賛成14票でございます。では、原案どおり承認されたということでございます。

議案の4について、提案のとおりで異議なしということでよろしゅうございますか。

(出席者一同)

「はい」という声あり。

(柳沢議長)

はい。これも議案のとおりということで決まりました。では、議案の5、伊那圏域の都市計画マスタープランについて、原案どおりでよろしゅうございますか。

(出席者一同)

「異議なし」という声あり。

(柳沢議長)

はい。異議なしということで、原案どおりということですので。議案第6、木曾圏域の都市計画区域マスタープランについて、原案どおりでよろしゅうございますか。

(出席者一同)

「はい」という声あり。

(柳沢議長)

繰り返して申し訳ありませんが、議案第7号、大北圏域の都市計画区域マスタープラン、これは意見書が出ましたけれども、一応その他意見ということですので、簡易採決にさせていただきます。原案どおりでよろしゅうございますか。

(出席者一同)

「はい」という声あり。

(柳沢議長)

はい。よろしいですね。次は議案第8号、北信圏域の都市計画マスタープランについて、原案どおりでよろしゅうございますか。

(出席者一同)

「異議なし」という声あり。

(柳沢議長)

はい。では、原案どおり承認ということに決まりました。

以上で1から8は終了しました。もう1件ございます。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉参事兼課長)

長時間にわたって申し訳ありません。先ほど御指摘いただきました、議第5号の「イアンバイ」につきましては注釈をつけさせていただきまして、また次回の時に御報告をさせていただきます。また、木曾圏域のところの議第6につきましては、伊那木曾連絡道路の軸について、都市構造図に明記させていただくということで、これについては文書の方には明記されておりますので、それを、縦覧の時の図書とは違いますが、内容については変わらないということで、そのように処理させていただきたいと思っております。どうも申し訳ございませんでした。

(柳沢議長)

はい。私が付け加えるべきでしたね。ありがとうございました。

議第9号 長野都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設（一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置について

(柳沢議長)

それでは、議第9号、長野都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設の用途に供する敷地の位置について説明をお願いします。

(長野市建設部建築指導課 前田課長)

長野市建設部建築指導課長の前田伸一でございます。よろしくお願ひ申し上げます。それでは議第9号、長野都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設（一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置について、説明をさせていただきます。

申請者は直富商事株式会社代表取締役木下繁夫でございます。その他建築場所、用途地域、工事種別、敷地面積、建物規模は資料記載のとおりでございます。申請の背景といたしまして、令和3年7月の豪雨災害により申請者が所有する長野市篠ノ井山布施の秋古工場が地滑りの被害を受け、施設の一部が使用できない状況となっております。現在地滑り対策工事の完成までに数年かかる見込みとされておりまして、申請者としましては記載した工場の処理機能を本社工場のある大豆島東工業団地の工業専用地域に移し、従来行っておりました産業廃棄物の中間処理を早期に再開したいとこのことでございます。あわせて市内で大規模災害が発生した場合、長野市が受入れきれない分の一般廃棄物について、市からの要請に応じて受入れ処理を行えるよう、一般廃棄物処理施設の許可も追加取得するため一般廃棄物と産業廃棄物の処理施設の新設について建築基準法第51条の許可申請をするものでございます。次を御覧ください。51条の許可の対象となる処理内容及び処理能力

でございますが、産業廃棄物は破砕処理を行う破砕機3機が対象で、処理内容と処理能力は表記載のとおりでございます。なお、災害時等を考慮して処理能力は各機械の24時間最大処理能力を記載しておりますが、実際の工場稼働時間はおおむね最大能力の4割弱の処理量となります。資料9-2を御覧ください。一般廃棄物につきましては、表のとおりでございます。表中の3機の破砕機につきましては、先ほどの産業廃棄物の許可対象と同じ機械でございます。通常は産業廃棄物の処理を行います。災害時などには市からの要請に応じて一般廃棄物の受入れ処理を行います。資料9-3を御覧ください。次に申請敷地の位置でございますが、上信越自動車道須坂長野東インターチェンジから西へ進み、エムウェーブから南に向かう県道三才大豆島中御所線の東側に位置する大豆島東工業団地内になります。資料9-4を御覧ください。周辺施設でございますが、敷地周辺には教育施設や福祉施設等はありません。資料9-5を御覧ください。周辺の土地利用状況でございますが、工業専用地域でございますことから申請者の本社工場や第二工場、他社の工場などが立ち並んでおります。また、北側は市街化調整区域となっており、農業振興地域の農地として土地利用され、住宅などは建っておりません。資料9-6をお願いいたします。航空写真による土地利用状況は御覧のとおりでございます。資料9-7をお願いいたします。運搬車両経路の道路状況でございますが、工業団地に通ずる道路でございますので、大型車両の通行が可能な幅員となっております。写真①、②の県道につきましては一部で小学校の通学路となっている部分もございますが、両側に歩道が整備された幅員の広い道路となっております。資料9-8をお願いいたします。現在の敷地周辺の状況は御覧のとおりとなっております。資料9-9をお願いいたします。左側の計画配置図を御覧ください。建築物は選別処理棟、ストックヤード棟、事務所棟の3棟となります。敷地の周囲は緑地帯を設ける計画となっております。右側の選別処理棟の平面図を御覧ください。選別処理棟には①、②、③で示した廃棄物を破砕し種類ごとに選別し圧縮結束するライン、④、⑤の廃プラスチックなどを破砕し熱圧縮によりRPFと呼ばれる再生固形燃料を製造するライン、⑥の木くず等の廃棄物の破砕処理を行うラインを設置する計画となっております。また、配置図のストックヤード棟には石膏ボードで再生可能なものを選別する選別機を設置する計画でございます。産業廃棄物処理で本件の許可対象となりますのは、①、④、⑥の3機の破砕機でございます。資料9-10を御覧ください。①、④、⑥の破砕施設の概要でございますが、①は粗破砕機で選別の前処理として廃棄物を細かく破砕する施設、④は一軸破砕機でRPF製造の前処理として廃プラスチックなどの軟質系の廃棄物を破砕する施設、⑥は二軸破砕機で、硬質系廃棄物を破砕する施設となっております。資料9-11をお願いいたします。それぞれの建築物の立面形状は御覧のような計画で、最高高さはそれぞれ選別処理棟が約18m、ストックヤード棟が約10m、事務所棟が約7m、色彩はすべて白やグレー系で計画されております。資料9-12をお願いいたします。環境影響調査につきましては、敷地周辺4箇所で見況調査を行っております。その数値に今回の計画施設から発生する騒音、振動の想定値を加えた予測値は御覧のとおりとなっております。工業専用地域は、工業の利便の増進を図るための地域であり、騒音規制法、振動規制法の規制対象外となっておりますが、申請者は自主規制値を定めてその基準値以下となるよう対応しております。自主規制値につきましては、いずれも工業地域の規制値である70デシベルとしており、もっとも高い予測値となる東側境界線上におきましてもこの値を下回っております。また、下の表、

粉じんレベルの予測値につきましては、環境基準値を大きく下回る数値となっております。資料9-13をお願いいたします。敷地の位置の検討といたしまして、まず周囲の状況の判断基準①、宅地化、市街化が促進される区域でないこと、という点では、工業専用地域に位置し、住宅の建築は制限されております。また、北側一帯は市街化調整区域の農業振興地域であり、今後も周辺の宅地化市街化が促進される可能性は低いと考えられます。判断基準②の近隣に教育施設や福祉施設が存在しないことという点では、周辺にはございません。判断基準③の災害発生のおそれが高い区域で、その災害による周辺への二次的被害拡大のおそれがないこと、という点では、土砂災害の発生は想定されず、また地盤の液状化の可能性もない区域となっております。水害につきましては、この周辺一帯は浸水想定深さが3mから5m未満とされており、浸水の可能性がある区域となっておりますが、令和元年東日本台風災害の時にも浸水はなく、また取り扱う廃棄物には危険物等はありませんが、水害が予測される場合には流出のおそれがある廃棄物は屋内に収納し、建物のシャッターを閉じるなど敷地外への流出を防ぐ対策をとる計画となっております。資料9-14をお願いいたします。次に環境への配慮といたしまして、公害対策の関係法令に適合することが確実であると認められること、という点では自主規制値を定めて施設稼働後もその値を超えないことを確認しております。隣接する本社工場や第二工場も同様に規制対象区域外ですが、これまでも自主規制値以下であることを毎月測定、確認しております。運搬車両の周辺地域への影響でございますが、①交通渋滞による道路交通に支障がないことという点では、周辺の交差点について検討を行ったところ、現況の交通量、おおむね1万台から1万5,000台に対し施設の稼働に伴う運搬車両の増加台数140台を加味いたしましても、各交差点の交通容量に支障がないことを確認しております。②の交通安全上支障がないことという点では、運搬車両の経路は両側歩道を含む十分な幅員を有しており、また社内にて交通安全の徹底を図っているところでございます。それから、交通量が増えることによります沿道の排ガス、それから騒音、振動などの影響について、でございますが、廃棄物運搬車両140台増加した場合、大気質、騒音、振動の予測検討を行ってございまして、いずれも基準値以下となっております。続いて資料の景観への配慮という点では、敷地の外周に緑地帯や樹木を植栽するなど緑化基準を満たす計画となっております。長野市景観条例に定める景観基準も満たしていることから、景観への配慮がなされていると判断しております。続きまして資料9-15をお願いいたします。最後に、長野市廃棄物の適切な処理の確保に関する条例にかかる手続きの中で、昨年3月と8月に周辺住民に対して事業の説明会を開催しており、周辺環境への影響を心配する御質問等がなされたということでございますが、申請者側から考え方や対応等につきまして、ていねいな回答を行いました結果、意見書等の提出はございませんでした。また、11月には長野市都市計画審議会に付議し、異議なしの答申をいただいております。説明は以上となりますが、建築基準法の規定に照らし当該処理施設の敷地の位置につきましては都市計画上支障がないと判断しております。御審議の方、よろしく申し上げます。

(柳沢議長)

はい。御苦労様でした。ただ今の説明に関しまして、御質問、御意見ありましたらお願いいたします。池森委員。

(池森委員)

内容についてはいいと思いましたが、問題ないかと思えます。一点、ちょっと要望というか、景観の件で、長野市の景観条例と緑化条例については、面積は、御指定はあったかと思えますが、位置だとか植栽の種類に規定はなかったと思うのですけれども、南側道路に対して、できれば樹木というか高木というか、そういうグラウンドカバーみたいなものではなくて、そういう木でやっていただくと、よりいいかなと思いましたが、配慮いただくと助かります。以上です。

(柳沢議長)

どうぞ。

(長野市建設部建築指導課 前田課長)

ただ今御要望ということでお話承ったのですけれども、実際今私どもの方に出されている申請の内容につきましては、資料ではお示ししてないのですけれども、施設の南側につきましては高木、予定する樹種としてはハナミズキ、3 m程度のものを南側に植えていくという御計画になっております。

(柳沢議長)

よろしいですか。はい。ほかに御発言ありませんか。工業団地のど真ん中ということで。それではこれについてお諮りしたいと思います。提案内容について承認するということで差し支えございませんか。はい。では異議なしということで。以上で本日の議案はすべて終了しました。

3 その他

(柳沢議長)

その他、お願いします。

(事務局：都市・まちづくり課 木下企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

はい。長時間にわたり、慎重審議いただき、ありがとうございました。委員の皆様には任期を1期2年として委嘱させていただいており、本日の審議会は今任期最後の審議会となります。今期に会長を務めていただきました柳沢会長からごあいさつをいただければと思います。よろしく願いいたします。

(柳沢会長)

改めてごあいさつというのもあれですが、都市計画審議会というのは都市計画決定の最後の、いわば正当性を支えるという役割を一応持たされているのですね。そういう意味では疑問になったことは質すということが非常に重要なんです。そういう観点でいうと、私は、ほかにもいくつか、最近はあまりつきあっていませんが、たくさんおつきあいをしま

したけれども、この審議会というのはそういう意味で非常にレベルが高いと思うんです。必要なことをかなりきちっと指摘されて、事務局は相当、きりきりっとなるという、そういう意味で十分機能している、非常にいい都計審だと思います。私もこれにつきあわせていただいて、大変ありがたかったと思っています。2年で終了ですが、引き続きこういう活発な都計審が継続することを願ってごあいさついたします。どうもありがとうございました。

(事務局：都市・まちづくり課 木下企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

柳沢会長、どうもありがとうございました。それでは、終わりに当課高倉参事からごあいさつ申し上げます。

(都市・まちづくり課 高倉参事兼課長)

長野県都市・まちづくり課長の高倉明子でございます。県を代表いたしまして私の方から一言御礼を申し上げたいと思います。本日は年度末のお忙しい中、本当に長時間にわたり、御審議をいただきまして誠にありがとうございます。委員の皆様には、この2年間で8回、計35件の御審議をいただいたということになります。中でも前回の諏訪バイパスにつきましては、6年の期間をかけて都市計画の決定をしたり、また本日の都市計画マスタープランなど、都市政策にかかわる重要な案件に対しまして、先ほど会長さんからいただきましたが、専門的なお立場からさまざまな御意見をいただき、また御審議いただきました。私どもの職員としては、非常に勉強になって、今後の都市計画をする上で一つの叱咤激励のような感じをしながら、いつもそれに向けて取り組んでございます。近年は少子化とか人口減少の急激な進行とか、災害の激甚化とか、また新型コロナウイルスの感染症による暮らしや経済の影響など、さまざまな危機が複合的にからみまして、まちづくりを取り巻く課題も非常に複雑だと考えてございます。このような状況を受けまして、長野県としましては同一圏域内で今回マスタープランを定めさせていただくということをお願いをしましたが、都市間相互の連携強化と広域的な課題の調整を図り、また例えば先ほどありました、ハード、ソフト一体の事前防災に取り組む流域治水の推進とか、それに向けては広域立地適正化計画というものにもまた取り組んでまいりたいと考えてございますし、防災、減災などに多様な効果を発揮しますグリーンインフラというような新たな視点を加えまして、今後とも先ほど市町村の皆さんもたくさん来てくれたのですけれども、連携のもと持続可能な魅力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えてございます。このような中、本審議会で御審議いただきました、また御意見をいただきましたことは大変重要なものでございまして、今後の都市計画行政に反映してまいります。今後も引き続き御支援御協力を賜りますようお願い申し上げます。結びになりますが、委員の皆様のご今後の御活躍を御祈念いたしまして、誠に簡単ではございますが、御礼のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

(事務局：都市・まちづくり課 木下企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

ありがとうございました。先ほども申し上げました、任期については県の審議会等の設置及び運営に関する指針、こちらの規定によりまして基本的には連続4期8年までとなっ

ております。今回で御退任となる委員の皆様におかれましては、長い間大変ありがとうございました。なお、引き続き次期についても再任をお願いする場合もございます。後日御相談させていただきますので、その際はよろしくお願いたします。

4 閉会

(事務局：都市・まちづくり課 木下企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

それでは、以上をもちまして、第215回長野県都市計画審議会を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。